

# 平成30年第1回東大和市議会定例会会議録第8号

平成30年3月16日（金曜日）

## 出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

## 欠席議員（なし）

## 議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

## 出席説明員（14名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	社会教育部長	小俣学君
財政課長	川口荘一君	ごみ対策課長	中山仁君

## 議事日程

〔厚生文教委員会審査報告 日程第1～日程第15〕

第1第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

- 第 2 第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 3 第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 4 30第 1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情
- 第 5 30第 2号陳情 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情
- 第 6 30第 3号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- 第 7 30第 4号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- 第 8 30第 5号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- 第 9 30第 6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- 第10 30第 7号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- 第11 30第 8号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- 第12 30第 9号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- 第13 30第11号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情
- 第14 30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情
- 第15 30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情  
〔建設環境委員会審査報告 日程第16～日程第17〕
- 第16 第32号議案 市道路線の廃止について
- 第17 30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情  
〔予算特別委員会審査報告 日程第18～日程第23〕
- 第18 第 1号議案 平成30年度東大和市一般会計予算
- 第19 第 2号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第20 第 3号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第21 第 4号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第22 第 5号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第23 第 6号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第24 委第1号議案 国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書
- 第25 議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- 第26 議第2号議案 シルバーパスをより使いやすくするよう求める意見書
- 第27 議第3号議案 たばこ対策についての意見書

第 28 議第 4 号議案 小平・村山・大和衛生組合へ、引き続きの施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的かつ正確な情報開示を求める意見書

第 29 議第 5 号議案 小平・村山・大和衛生組合の、引き続きの施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的かつ正確な情報開示を求める意見書

第 30 閉会中の特定事件調査について

第 31 議員派遣について

#### **本日の会議に付した事件**

議事日程第 1 から第 31 まで

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（押本 修君） 3月14日に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

去る3月14日、議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

今定例会におきましては、本日、机上にお配りしておりますとおり、委員会提出議案1件、議員提出議案5件が提出されたことを確認いたしました。そのうちの1件、議第3号議案は全議員による提出となっております。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

- 
- |        |           |   |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1  | 第 7号議案    | 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例        |
| 日程第 2  | 第 18号議案   | 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例                    |
| 日程第 3  | 第 22号議案   | 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第 4  | 30第 1号陳情  | 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情               |
| 日程第 5  | 30第 2号陳情  | 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情                 |
| 日程第 6  | 30第 3号陳情  | 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情 |
| 日程第 7  | 30第 4号陳情  | 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情 |
| 日程第 8  | 30第 5号陳情  | 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情 |
| 日程第 9  | 30第 6号陳情  | 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情 |
| 日程第 10 | 30第 7号陳情  | 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情 |
| 日程第 11 | 30第 8号陳情  | 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情 |
| 日程第 12 | 30第 9号陳情  | 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情 |
| 日程第 13 | 30第 11号陳情 | 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情 |

日程第14 30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情

日程第15 30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情

○議長（押本 修君） 日程第1 第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例、日程第2 第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、日程第3 第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、日程第4 30第1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情、日程第5 30第2号陳情 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情、日程第6 30第3号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、日程第7 30第4号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、日程第8 30第5号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、日程第9 30第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、日程第10 30第7号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、日程第11 30第8号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、日程第12 30第9号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、日程第13 30第11号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、日程第14 30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情、日程第15 30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情、以上、議案3件、陳情12件を一括議題に供します。

以上15件につきましては、厚生文教委員会委員長、和地仁美議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 和地仁美君 登壇〕

○9番（和地仁美君） おはようございます。

ただいま議題に供されました議案3件、陳情12件につきまして、厚生文教委員会における審査経過の概要並びに結果を御報告申し上げます。

この議案及び陳情審査は、平成30年3月8日に本委員会を開催し、副市長、教育長及び関係部課長の出席を求め、行いました。

初めに、第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例についてですが、本案は既に本会議にて提案理由の説明が終了していたため、直ちに質疑を行いました。

最初に、これまで都条例だった本条例が市の条例として位置づけられることになった背景について質疑されました。

その答弁は、今回の新設条例は、介護保険法の改正に伴い、市町村の保険者機能の強化の一環として、指定居宅介護支援事業者の指定権限が都知事から市長に移ったためであること。また、質の高い介護サービスを確保するためには、ケアプランの適正化が必須であり、これに対する指導や支援がかなめとなることから、保険者である市町村がケアマネジャーの指導や支援にかかわることができるように、権限が移譲されたとの背景が説明されました。

また、厚生労働省令の基準に従うべき基準と参酌すべき基準とがあることについては、東大和市としては、基本的にはこの参酌すべき基準については、厚生労働省令の内容に準拠した形で制定しているが、東大和市暴力団排除条例を反映して、暴力団とその関係者の排除について、また厚生労働省の基準で2年となっている記

録の保管期間については、公法上の法律関係の時効期間を加味して、5年に延長するという独自規定を盛り込んだとの説明がありました。

次に、都条例をそのまま生かしている条例の基本方針、第3条の3の指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の処理、または特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公平中立に行わなければならないという点について、公平中立性という点を東大和市としてどのように担保していくのかという質疑に対しては、条例制定権限の移譲と同時に指定権限も移譲されており、管理・監査権というものを市町村長が行使することにより、各種の監査や指導の権限を行使して、ケアマネ事業所の運営の適正化を図りたいとの答弁がありました。

さらに、今回の新設条例案には、都条例と比べて基準が下回っている条項があるのかという質疑に対しては、東大和市は厚生労働省令に沿った形で制定しているが、都条例の内容は基本的に厚生労働省令と内容的に同一であるため、水準を下げたという認識がないこと。さらに、都条例が廃止されて、市の新設条例を施行させる施行日に、厚生労働省令が一部改正で追加する事項についても盛り込んだ形での条例案のため、4月1日の施行時においても厚生労働省令の新しい内容を反映した形となっているとの答弁でした。

また、市への権限移譲に伴い、市の業務の増加の有無、市の人員体制整備の状況についての質疑に対しては、4月から高齢介護課の中で給付と介護保険の係を2つに分けて、体制強化等を行う予定で進めていること。また、監査については、福祉推進課で従前から実施している他の介護保険関係等の監査とともに強化をしていきたいとの考えが示されました。

その後、自由討議を終了した後、討論を行いました。

討論は1件で、賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立多数により、第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、本案についても既に本会議にて提案理由の説明が終了していたため、直ちに質疑を行いました。

最初に、一番所得の低い第1段階の方、並びに第2段階から13段階までの方のそれぞれの人数についてと、第1段階の方とはどのような方々なのかについての質疑がありました。まず、各段階の人数については、平成30年度の推計により、第1段階、4,197人、第2段階、1,559人、第3段階、1,538人、第4段階、3,463人、第5段階、2,559人、第6段階、2,483人、第7段階、3,222人、第8段階、2,109人、第9段階、805人、第10段階、485人、第11段階、166人、第12段階、120人、第13段階、289人となり、合計で2万2,995人との答弁がありました。

また、第1段階の所得区分については、世帯全員が市民税非課税で生活保護の受給の方、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方との説明がありました。

また、この答弁で示された人数を踏まえた来年度予算における介護保険料値上げの影響額についての質疑に対する答弁では、第6期の月額保険料基準額と第7期の月額保険料基準額をもとにした平成30年度の試算では約1億2,900万円となるが、今回の基準額を求める上では、政令で定める第1号保険者の負担相当額が22%から23%に改正されたため約2億800万円となったこと。そして、この額は処遇改善などの影響額の約3億3,000万円が生じた中で、東大和市独自の保険料減免を引き続き行い、介護給付費等準備基金のほぼ全額の

6億円の取り崩しにより、調整など可能な限りを尽くして求められた数字であることが説明されました。

さらに、第5期及び第6期の介護保険事業計画における介護保険サービス全体の費用について、計画見込み額及び決算額の差額と給付費が計画値を下回った理由についての質疑に対しては、単純な差し引きの結果としては、第5期では約12億4,000万円、第6期では約25億円となるが、各期間の計画額については、急速な高齢化の進行や要介護認定を受けられる方の増加などによる保険給付費の伸びなど、さまざまな状況を考慮して定めたこと。また、給付費総額が縮減した理由としては、第5期の計画期間では、計画の最終年度である平成26年度に老健、介護老人保健施設の整備を見込んでいたが、整備に至らなかったこと。第6期の計画期間では、平成28年度に介護老人保健施設や地域密着型のサービスの一環として、認知症対応型のグループホームといったものの整備に対応するために施設サービス給付費等を見込んだが、これらの施設は介護人材の不足という全国的な問題により、計画期間の後半に整備されたため、市民の利用に伴う給付の総量が少なくなったこと。加えて、東大和元気ゆうゆう体操の普及により、介護予防の普及啓発促進の効果もあり、現実の保険給付費が計画値を下回ったのは、適正に執行した結果であるとの考えが示されました。

さらに、第5期、第6期の基金残高を確認する質疑に対しては、第5期計画期間では約3億2,600万円、第6期計画期間の見込み額では約6億4,500万円との答弁がありました。

同じ委員より、第7期の介護保険サービスを5%ほど低く見積もり、基金から6億4,000万円、切り崩した場合、値上げは必要なくなるため、過大な見積もりで値上げをすることが正しいということについて市民に説明し、十分に説明する責任があるのではないかとこの質疑があり、それに対しては第7期計画案の介護保険サービス全体の費用総額は193億6,832万8,030円になり、その額の5%相当額は約10億円で、これは所有地を活用して整備した、いわゆる認知症グループホームの3年間のサービス料であるため、保険者である市としては3年間の経過期間で約10億円の給付額を削減するということは、介護保険サービスの抑制にもつながりかねない問題であると認識しており、現実的には困難であるということ。また、市民への説明責任については、今計画は介護保険運営協議会の長期にわたる審議を経た上での答申を受けたものであり、市民の代表である市議会議員にも説明しているほか、計画策定に当たってはパブリックコメントや市民説明会の開催など、事前に市民への情報提供に努めたとの答弁がありました。

その答弁に対し、多くの市民が知らない状況では不十分ではないかと重ねての質疑があり、それに対する答弁では、国でもそれぞれの審議会などでの議論を踏まえて、市のほうにもその時々情報提供はされてくるが、今回の引き上げについても昨年12月末ごろ情報が提供された中、市でも時間のない中、精力的に作業を行い、計画や金額などを見積もっているという介護保険の制度の問題もあると思う。そういう中、市議会議員にも適切に情報提供させていただき、改正がされた以降には、市民の皆様には市報なども含めて、今後も引き続き適切な情報提供に努めたいと考えているが、結果として不十分だという指摘だと思う。市としては、市民への情報提供に当たっては、的確な内容をもって情報提供をする必要があるが、現在のこの仕組みの中ではなかなか難しい。市も適切な情報提供は必要だと感じているので、他の自治体等の事例なども参考にしながら、考えていく必要があるとの認識が示されました。

次に、介護保険制度における被保険者の保険料の決定方法についての質疑がありました。その答弁では、第1号被保険者の介護保険料については、期間の3年間の給付費の合計額に地域支援事業費を加えたサービス全体の費用額を求めた上で、第1号被保険者の負担割合の23%を乗じた額を算出し、国の調整交付金にかかる調整、また市独自の保険料減免にかかる調整、介護給付費等の準備基金6億円の取り崩しによる調整、このよう

な調整を経て、さらに収納率を考慮して算定するとの説明があり、その成果として、第7期計画期間では保険料基準額を月額5,200円にすることができたとのことでした。

また、答弁にあった国の調整交付金の過去の推移と今後の見通しについての質疑に対しては、第5期の平均が2.95%、第6期の平均が3.99%と示されました。そして、調整交付金については、高齢者を65歳から74歳及び75歳以上という年齢で区分し、高齢者の人数の状況に応じて算出されていたが、今般、65歳から74歳、75歳から84歳及び85歳以上の3区分にされ、経過措置を伴いながら、特に年齢の高い高齢者が多い市町村に重点的に配分されることになったとの説明があり、当市の状況が全国でどのあたりに位置するかというような情報等が今現在ないため、具体的な配分額の予想というのは難しいとの認識が示されました。さらに、交付金が5%未満の保険者が東京都や市長会に対し、5%の完全交付を求めている中での現状については、以前より市長会を介して国などにも要望はしているが、特に26市で5%を超える給付をされているところはほとんどないとの認識で、全国的な高齢化率の高いところは地方が多いという観点から、要望は出しても実現には至っていない状況との答弁がありました。

また、今回、第1号被保険者の負担割合が23%に、また第2号被保険者の負担割合が27%と負担割合が見直された背景については、第1号被保険者及び第2号被保険者の負担割合については、介護保険の国庫負担金の算定などに関する政令により定められており、またこの割合は第1号被保険者、65歳以上の方と、第2号被保険者、40歳から64歳までの方の被保険者の人数比率によって定められるとの説明があり、今回の負担割合の見直しの背景は、全国的に高齢化が進み、第1号被保険者の人数が多くなったことによるものと考えているとの答弁でした。

さらに、介護給付費の準備基金の6億円を取り崩すことで、保険料の軽減がどの程度、図られるのかという質疑に対しては、他市においては6,500円というところだが、当市では本来、約5,900円となり、介護保険給付費のほとんどとなる6億円を今回取り崩すことにより、保険料基準額は約700円低下し、結果的に5,200円とすることができたとの答弁がありました。

この答弁に対し、6期の保険料の見直しにより、結果的に生じた余剰金により、第7期の保険事業計画の保険料の増加が抑えられたという理解でよいかという質疑に対しては、第6期の余剰金を基金に積み立てて、そして第7期において、その基金残高の多くを活用することで、保険料の上昇を限りなく抑制することができたとの認識が示されました。

また、他市と比較して、当市の介護保険料が低い水準に抑えられている理由については、第6期計画では26市中、下から3番目の額、また第7期計画の順位については、各市が今現在、最終調整の段階のため、正確な順位を定めることはできないが、第6期計画と同程度の順位、もしくはそれ以下の順位に位置づけられるものではないかと見ており、保険料の水準が抑えられた理由については、適正な要介護認定や介護予防事業の促進などに加え、ケアマネジャーの理解と協力による適正なケアプランなどが、給付費の適正化に役立ったと考えられ、また第7期については、基金の6億円を活用したことが、結果として現状の保険料水準につながったとの認識が示されました。また、第7期に段階設定が12段階から13段階になることを受けての保険料収入の伸びの見込みについては、3年間の収入合計でおよそ847万円との推測も示されました。

第7期の介護保険事業計画の案で、保険者強化の取り組み設定の目標についての答弁では、十分な情報を得ていないが、およそ200億円の財源で、各市町村が介護予防や自立支援に取り組んだ場合に、その取り組み項目によってポイントを付与して、国よりインセンティブとして、その200億円分を配分するという事は把握



しており、引き続き国や都の情報を収集していくとの考えが市より示され、東大和市の介護予防事業や被保険者の要介護度の改善についての取り組みについては、健康寿命の延伸のための各種の健診などの実施や、介護予防いきいき活動事業などの社会参加、あるいは生きがいつくり等の事業を引き続き取り組むとともに、介護予防重度化防止の推進として、介護予防リーダーや体操普及推進員の育成を引き続き進め、住民主体による高齢者の通い場の充実についても拡充するよう努めて、介護保険の給付費の適正化を図っていくという考えが示されました。

最後に、平成30年度予算書では保険料が増収になると思われる中、制度の変更もあり、歳出では保険給付費が減額になっているため、値上げは必要ないのではないのか。また、低所得者への支援ということで、第1段階の方の負担を減らすために投入する公費の内容について説明を求める質疑があり、それに対する答弁としては、30年度、単年度だけを見れば、29年度の給付費全体よりも30年度のほうが下がっているという見解は間違っていないが、介護保険料については、30年度、31年度、32年度の3カ年の給付費全体で試算をしており、年度が進むごとに伸びている。そういった全体像の中で、介護保険料については3カ年の平等という形での切り口で捉えているため、30年度予算と改定との関係に違和感があるのではないかと思う。低所得者への対策については、介護保険料の保険料率というのは、政令の定める基準に従って定めるものだ。通常は、基準額である年額は6万2,400円になるが、その基準を定める介護保険法施行規則の第38条では、第1段階の保険料率は基準額の10分の5となっているため、それを受けて第1段階の保険料は3万1,200円となる。さらに、介護保険法施行令では、特例として、この第1段階保険料率から基準額の0.05を超えない範囲内の額を控除することを認めているため、市でも今回提案した条例の第2項で、その第1段階の保険料率を2万8,800円に読みかえて負担軽減を図っており、この負担軽減を図るための差額の対応については、国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1の割合で、それぞれ負担することになる。市の負担、4分の1については、一般会計からの繰り入れということで対応するとの答弁がありました。

その後、自由討議を終了した後、討論を行いました。

討論は1件で、反対の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立多数により、第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、本案についても既に本会議にて提案理由の説明が終了しているため、直ちに質疑を行いました。

初めに、国保加入者は、なぜ協会けんぽなど、ほかの被用者保険よりも負担が重くなってしまうのかという質疑に対しては、加入者の年齢構成が高い国民健康保険は、協会けんぽに比較して1人当たり医療費に大きな差がある一方で、加入者1人当たりの平均所得については、国民健康保険のほうが低く、そのため協会けんぽと比較して国民健康保険の加入者に負担が生じているものと認識している。市としては、医療費の適正化に努め、東京都全体で支え合う国民健康保険の運営の一助となるように努めるとの答弁がありました。

また、今回さらに値上げを行えば、ますます納めることができない方がふえ、市民が医療を受ける権利を侵害することにつながらないかとの質疑に対しては、本市とほぼ同数の他県の自治体の平成28年度の実績では、保険料決算額は他県の自治体は本市よりも約5,000円から3万円程度、高いことを確認している。広域化は、国民健康保険制度を安定的に継続するために行うので、市民が安心して医療を受けられるよう広域化を進めていくとの答弁でした。

次に、国民健康保険は国民皆保険制度の土台でもあるので、本来であれば国が財政責任を負って、十分な国庫補助を行うべきだと思うが、現時点では国庫補助は不十分だ。よって、市はこれまで一般会計から繰り入れを行うことで加入者の負担軽減を図ってきたが、ここで市が繰り入れをやめてしまえば、加入者にはさらなる負担となり、住民福祉の増進を図るとい自治体の役割に逆行するのではないかという質疑に対しては、国民健康保険の構造的な課題の解決については、さまざまな対策を講じ、取り組むべきものと考えている。国には公費の負担割合を拡充、拡大するよう市長会から東京都への要望事項として引き続き要望していくが、市としては保険事業等の取り組みにより、市民の健康寿命を延伸させることが医療費の適正化につながるものと考えているとの答弁でした。

さらに、国民健康保険は加入が義務づけられており、国民皆保険制度の土台で、社会保障であれば加入者以外の税金を使つてはいけないという理屈にはならない。今後も一般会計からの繰り入れを行って、加入者の負担軽減を図ることに対することへの市の認識を確認する質疑に対しては、市は国民健康保険は保険税や公費等を財源に、保険給付を中心とした事業を行う独立事業的な性格を有することから特別会計としているため、一般会計による事業とは性質が異なると認識しており、市としては国民健康保険の制度を安定的に継続していくために、広域化の趣旨にのっとり、保険事業等により医療費の適正化を図るなど、財政基盤の安定化に取り組んでいくとの考えを示し、加えて国からは赤字削減解消計画の策定を求められており、東京都の国民健康保険の運営方針にも示されているとおり、計画的な税率の改定による赤字繰り入れの解消に取り組んでいく必要があるとの認識も示しました。

また、赤字解消の期間を6年間とすることには根拠が乏しいとの質疑者の指摘に対しては、赤字補填の繰り入れの解消を6年とする根拠は、広域化に際し保険税の激変緩和措置の財源として、国は特例基金を設けたが、この特例基金の期限が6年であることからだとの答弁がありました。

次に、市の医療費削減努力の数値目標についての質疑に対しては、東京都に納める国民健康保険事業納付金をもとに、国民健康保険税率の算定をするが、この納付金の算定には過去3年間の市の医療費水準が反映されているため、医療費抑制の数値的な目安となる医療費水準は次年度以降に見えてくる。よって、短期的に見込むことが困難であるとの答弁がありました。

また、市民に対する市の説明責任については、国民健康保険税の検討を行うに当たり、昨年末に診療報酬の改定が行われ、それをもとに国から本算定の係数が東京都のほうに示され、それが市のほうに来たのが1月の中旬だった。その後、市は東大和市国民健康保険運営協議会に諮問をし、答申を1月29日に受け、その答申の内容を2月15日号の市報に掲載した。また、2月16日、17日には市民説明会を開催した。今後も3月15日号の市報で、再度、広域化の概要及び保険税率の改定の答申の内容を掲載することに加え、新年度には国民健康保険を特集した広報紙を作成し、全戸に配布する予定との答弁がありました。

また、国保財政の安定化を目的とした、この広域化に伴う国からの財政措置が、国からの公費として低所得者対策の強化として約1,700億円、保険者努力支援制度や財政調整機能の強化などに約1,700億円、合計、約3,400億円の財政支援が拡充されることを、市の答弁により確認した後、1,000億円程度、インセンティブの交付があるという各区市町村、また都道府県が保険者として行った努力に対する保険者努力支援制度の内容についての質疑がありました。

その答弁は、医療費の適正化に向けた取り組みに対し、インセンティブの制度がとられており、都道府県に約500億円、区市町村に約500億円と計1,000億円程度となっている。例えば糖尿病の重症化予防や、特定健診

の受診率などが評価指標として定められており、医療費適正化の取り組みの達成状況により加点が行われ、総得点に応じて交付金が交付される仕組みとのことでした。

この答弁を受け、広域化に伴って国保会計に公費が3,400億円、また追加公費として、30年度には1,700億円が入り、また市の取り組みにより保険料の伸びは抑制、もしくは軽減がされるはずなのに、なぜ東大和市では国保税改定が必要になっているのかという質疑に対しては、広域化の目的の一つとして、制度を安定的に継続させるために、国民健康保険が抱えている構造的な課題の解消があり、その解消すべき課題の一つには、一般会計からの赤字補填の繰り入れがある。国は6カ年の赤字削減解消計画の策定を求めていると、東京都も国民健康保険運営方針の中で計画的な国民健康保険税の改定などによる赤字の削減、解消を示しており、市はこの広域化の趣旨にのっとり、赤字補填の繰り入れの解消に取り組むことから、国民健康保険税の改定を必要と考えているとの答弁がありました。

また、6年間で現状の赤字繰り入れ、法定外繰り入れを全額解消するという過程においては、6年間で37.5%、単年度にすれば6.25%とのことだが、37.5%というのは、あくまでも現状で全て解消するという考え方で出したもので、インセンティブや医療費抑制の今後の推移を加味した場合、37.5%ありきということではないのではないかとの質疑に対しては、37.5%というのは6年間、この状況が変わらないという状況で割り返した数字であり、保険者努力、支援の拡充、あるいは医療費の適正化を図ることで、保険税の伸びをできるだけ抑えたいとの答弁がありました。

さらに、その保険者努力支援における歳入増の見込みについては、平成30年度の予算上では約1,700万円の交付金を見込んでおり、平成31年度以降は評価指標などが示されていないために見通しは困難だが、この保険者努力支援の評価指標の該当数をふやしていきたいとの考えが示されました。

そのほか、東大和市の取り組みである低所得者の負担軽減対策の応能応益割合、64.27対35.73を本来の姿の50対50にした場合の低所得者と高所得者の負担については、40歳代の御夫婦、子供2人という家庭をモデルケースとし、低所得者を課税所得36万5,000円、高所得者を課税所得700万円として試算した場合、低所得者は36.2%の増の年額3万1,400円の増額、高所得者は10.5%の減の年額8万4,600円の減になるとの答弁により、東大和市の応能応益割合の見直しにより、高所得者には負担増となり、また低所得者に対しては36.2%、負担が軽減となる措置であることが示されました。

さらに、その後の答弁からは、もし東大和市が今回の改定を1年見送った場合は、平成30年度から平成35年度までの6年間と明確に期限が示されている特例基金のため、1年分の特例基金が得られなくなる。その分、激変緩和されなくなり、保険税への影響が出てくること。また、東京都に納める国民健康保険事業費納付金は毎年示されるとともに、標準保険料率という目安となる率が示されるため、それに基づき保険税を毎年見直す必要があること。また、国保の被保険者の数や医療費の動向等を現状で考え、6年間で37.5%増、1年間、6.25%増という見込みを示したが、歳入の増を図る、歳出の減を図るという努力をするということを前提に、その努力の結果のよしあしや被保険者数の大きな増減といったさまざまな要因により、保険税が今回の試算より上がる可能性も、下がる可能性もあるということも確認し、質疑を終了しました。

その後、自由討議を終了した後、討論を行いました。

討論は1件で、反対の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立多数により第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、30第1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情につきましては、陳情趣旨にある6年連続で国民健康保険税引き上げという内容に対し、他の自治体でも同様に6年間で解消することを示しているところはあるのか、他市の改定の動きについて把握しているのかという質疑があり、それに対する答弁は、東京都内の各区市町村の赤字削減解消計画の状況については現在把握できていないが、他県の状況として大阪府、滋賀県、奈良県、広島県では府や県の国民健康保険運営方針の中に6年程度と赤字の解消が記載されており、該当する市町村はそれぞれの府や県の方針に従うものと考えていること。また、他市では税率を見直さないまでも方式を見直すなど、多くの市町村が平成30年の第1回の市議会定例会で改定を上程すると事務レベルでは聞いており、確定的なことは言えないが、26市中、おおむね20市程度が何らかの改定を行うと聞いているとの答弁がありました。

また、自由討議の中では、この陳情理由の中に、国と自治体の責任を解決すべき、国や東京都に対して抜本的な財政措置を求めていくべきと書かれていることを受け、今回の条例改定は国から赤字解消計画の策定が求められていることに合わせた形となっているため、全てを国保加入者の負担に負わせるのではなく、国に対して財政措置の拡充を求めていくために、東大和市議会として意見書を上げていくべきだとの意見が出ました。

自由討議を終了した後、討論を行いました。

討論は1件で、本陳情に賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、本陳情は不採択と決しました。

次に、30第2号陳情 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情につきましては、質疑、自由討議、討論もなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、不採択と決しました。

次に、30第3号陳情から30第9号陳情までの 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情の7件を一括議題として審査いたしました。

陳情では、市民説明を尽くすように求めていることから、市報という一方的な説明ではなく、出前講座のようなものは予定しているかという質疑がありました。これに対する答弁は、必要があれば研究していくとの答弁でした。

自由討議を終了した後、討論を行いました。

討論は1件で、一連の7件の陳情に賛成の立場からのものでした。

討論終了後、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、本陳情は不採択と決しました。

次に、30第11号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情につきましては、質疑、自由討議、討論もなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、不採択と決しました。

次に、30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情につきましては、質疑、自由討議、討論もなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、不採択と決しました。

次に、30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情につきましては、まず最初に、駐車場を設置するに至った経緯と具体的な設置場所についての質疑があり、それに対し、社会教育部長より、駐車スペースの位置がわかる平面図の配布の申し出があったため、それを許可し、平面図を用いての説明を受けました。

経緯については、これまでは（仮称）東大和郷土美術館には、駐車スペースがないことから、年2回の特別公開の際には、市報等で駐車場がない旨を周知してきたが、平成29年度の特別公開では前年度の2倍以上の約

1,400人、来園者があり、駐車場がないのかという問い合わせがふえたこと。また、それを受けて美術園の具体的な整備方針がない中ではあるが、現状の景観にできるだけ影響を与えない場所を有効活用し、暫定的な取り組みとして2台分の駐車スペースを整備することにより、障害者、高齢者、小さな子供を連れた方や、市外から車で来た方にも対応ができると考えていること。また、設置に当たっては、現状の景観に配慮するため、駐車スペースの周りには改めて背の高いヒイラギを植え、長屋門から母屋に向かって入ってきた方に、車が見えないようにすることが示されました。

委員会では、説明内容を現地にて確認するため、会議規則第96条の規定に基づき、議長に対して委員派遣承認要求を提出し、現地視察を実施しました。

その後、質疑を再開、初めに駐車スペースの設置について寄せられた要望の内容について、美術園周辺に駐車場を探すことの検討の有無、駐車スペースの整備の課題、並びに駐車場整備は有形文化財として問題があるのか、ないのか。また、駐車場整備後の来場者数の増の見込みについての質疑が出されました。

その答弁は、(仮称)東大和郷土美術園の特別公開のたびに、郷土博物館や社会教育課などに対して、車で来園したいという要望が多いという認識であること。また、周辺の駐車場については、臨時駐車場という形の場合、近隣の市が管理する用地がよいと考えたが、その対象となる清水集会所の駐車場は、集会所利用者との調整並びに清水集会所から美術園までの移動距離があるという問題があること。また、清水神社の境内、紫水保育園の駐車場や北側にある東京都の水道局の用地などを借りる場合は、その都度、調整が必要で、都合が合わなければ借りることができない可能性もあり、美術園の敷地内に駐車スペースが必要であると考えているとの認識が示されました。

また、駐車スペースの整備の課題については、駐車スペースで予定している範囲には、道路沿いにヒイラギがあり、また整備予定区画にある高木や低木を全て移植することは大変難しい状況であるため、基本的には伐採や撤去とし、一部の樹木については移植を考えていること。

さらに、登録有形文化財に登録されたことによって、今回の駐車スペースを整備することに問題がないかということについては、東京都の教育委員会に照会をし、登録有形文化財の直接の改修ではないので、手続は不要であるということを確認しているとの答弁がありました。

また、今回の美術園の駐車スペース整備により、車で来たいと思っていた方々が来園していただけるようになり、新たに来園される人数もふえるとの考えも示されました。

さらに、年2回の特別公開のためだけに駐車場を整備するのではなく、整備後は何か企画展などを考えているのかとの質疑に対しては、これまで駐車場がないということで来られなかった方に対応したいというのが今回の大きな目的ではあるが、今後も年2回の特別公開については、内容の充実を図っていきたいとの答弁がありました。

また、陳情趣旨、陳情理由等では、駐車スペースを設けることそのものには御理解をいただいている中で、ヒイラギなどの生け垣などを撤去することのない方法での整備を望んでいると読み取れる点についての市の認識についての質疑に対し、市の答弁では、間口の関係、道路沿につくるということで、どうしても道路沿いのヒイラギは撤去しないと直接道路から入ることができないこと。また、それ以外の市有地部分については、現状の景観を維持するとの考えが示されました。

次に、今回の計画場所ではなく、ヒイラギを保存するために長屋門の前あたりを駐車スペースにすることができなかったのか、ヒイラギの生け垣は保存生け垣として指定されていたのではないかと。また、整備の検討に

については、文化財専門委員などに意見を伺ったのかという質疑がありました。

長屋門の前の位置については、登録有形文化財として登録された長屋門に車が非常に接近し、接触などで修理が伴うことも考えられること。また、出入りの方々への交通の配慮も必要であるため、今回の整備の中では検討には入れてなく、生け垣も平成24年度に市に所有権が移転した際、保存生け垣の適用除外となったとの答弁があり、文化財専門委員会委員の方への説明については、郷土美術園の今後については話しているが、駐車場については会議等で具体的には説明していないが、市の考え方と判断に基づいて進めさせていただいた。このような中で、陳情を出された方が文化財ボランティアの方ということもあり、その点については真摯に受けとめているとの答弁でした。

また、生け垣を伐採して駐車場を囲むように1.5メートルぐらいのヒイラギを植えて囲い、既存の生け垣との一体感を持たせる形で整備をしていくとの考えも、あわせて示されました。

その後の答弁からは、画伯が描いたザクロの木までは移植は考えていないが、移植をする樹木の移植場所については検討中であること。北側に住んでいる御家族の方との関係は良好だが、最近、諸事情があり、お会いすることがない結果、この整備についてはまだ具体的な話はできていない状況であることなども確認しました。

自由討議では、駐車場はあったほうがよい、緊急車両のことなども考えれば駐車スペースは必要だとの意見や、専門家や文化財ボランティアの方の意見を聞くなどして進めるべきだなどの意見が出ました。

自由討議終了後、討論はなく、直ちに起立により採決を行った結果、起立少数により、30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情は、不採択と決しました。

なお、国民健康保険税の値上げに関する陳情の審査に伴い、当委員会において、委員会提出議案を提出することを決定いたしましたことを申し添えます。

先ほど30第3号陳情から30第9号陳情につきましては、全て不採択と報告いたしましたが、正式には30第3号陳情が不採択であったため、陳情同趣旨の30第4号陳情から30第9号陳情は、みなし不採択と決しましたので訂正いたします。

以上、厚生文教委員会における審査経過と結果の報告を終了いたします。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔厚生文教委員会委員長 和地仁美君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表して、第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例について賛成の立場から、第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について反対の立場から、第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対の立場から、30第1号陳情から30第9号陳情、30第11号陳情

及び30第13号陳情の国民健康保険税の値上げに関する陳情11件について賛成の立場から、30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情について賛成の立場から討論を行います。

初めに、第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例について申し上げます。

本条例案については、参考にした都条例及び厚生労働省令を下回る条項はないことから反対するものではありませんが、国はこの間、要支援1・2の方を保険給付から外し、特養ホームの入所を要介護3からに限定するなど介護保険の改悪を続けています。医療介護総合確保推進法についても、医療介護が必要になっても地域で生活を継続し、地域で人生の最期を迎えると言えば聞こえはいいですが、実際には介護からの卒業を強制され、サービスが打ち切られるケースや、自助・共助の名のもとに地域や家族が過度な負担を強いられるケースも生まれています。以上のことから、当市においても利用者や家族の立場に立った適切な運用を行うことを求め、本条例案には賛成をするものです。

続きまして、第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。

第7期に計画されている介護保険料の値上げで、一番所得の低い第1段階の方、世帯全員が市民税非課税で生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方たちは、年額2万5,200円から2万8,800円と15%も値上げされることになります。平成30年度の推計人数では、4,197人もの方々です。

一方、第5期及び第6期の介護保険事業計画における介護保険サービス全体の費用は、第5期の決算値は見込み額より12億4,000万円のマイナスで実際の91%、第6期では25億円マイナスで実際の85.8%でした。2期にわたり見込みよりも決算値が少なかったのですから、第7期でも過大な見積もりはせず、またこれまで積み上がった基金も利用すれば値上げは必要ないと考えます。

また、市民生活が厳しさを増す中、値上げをお願いするのであれば、市の見積もりが過大でないことを積極的に証明する責任が市に生じますが、現時点で市民への説明はほとんど行われておらず、説明責任を果たしたとは言えません。

以上の理由から、本条例案には反対をするものです。

続きまして、第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び30第1号陳情から30第9号陳情、30第11号陳情及び30第13号陳情の国民健康保険税の値上げに関する陳情11件について申し上げます。

国民健康保険制度は、社会保障の一環であり、国民の医療を受ける権利を保障するものです。国民皆保険制度の土台でもあり、最後のとりででもあります。加入者に、高齢者や所得の低い方が多く、医療費も多くかかるため、もともと保険料だけでは賄えない制度であり、国による財政負担がなければ成り立たない制度です。しかし、国は国庫補助を減らし、1984年当時、50%だった国庫補助は現在25%程度しかありません。そのかわりに、市が一般会計からの繰り入れという形で保険税の負担を軽減してきました。市が国のかわりに加入者の負担軽減に努めてきたことは重要です。しかし、それでも保険税は高額で、既に参加者が支払える限界を超えています。保険税を納めたくても納めることができず、保険証が手元に届かない方は市内に200人、必要な医療を受けられないという深刻な事態に陥っています。保険税だけは何とか納めることはできても、病院での窓口負担を支払うことが困難なため、結果的に医者にかかることができない方、医師からは週に1度通うように言われているのに、月に1度に減らしている方、いずれも保険税が高過ぎるために医療を受ける権利が侵害されています。

市は、一般会計からの繰り入れを赤字と位置づけ、これを解消することが制度の安定につながると言いますが、市民にとってみれば、これ以上の値上げは必要な医療がますます遠のいてしまうことを意味しています。国保制度が社会保障である以上、その保険税は加入者が余裕を持って支払える金額に設定するべきであり、そのために国や都、自治体は必要な財政負担を負うべきです。来年度予算では、国と都からの財政措置が見込まれ、市の一般会計からのその他繰り入れは5億8,590万円で、過去3年間のその他繰り入れの平均額7億8,400万円を2億円も下回ります。過去3年間、平均の繰り入れ額を維持すれば引き下げも可能です。市は、国や都に対し必要な財政負担を強く求めるとともに、それが実現するまでの間は、住民福祉の増進を図るという自治体の基本的役割を果たすため、加入者の負担軽減に最大限努めるべきと考えます。

また、市は6年連続の国保税の値上げ、6年後には1.4倍を見込むという大幅値上げでありながら、市民への説明を十分に行っていません。市報やホームページでの周知、また説明会は、いずれも議会直前に行われたものであり、実際に市報を見た方からは、制度改定、イコール、値上げになるとはわからなかったという声も聞かれています。国や都のスケジュールがタイトであったことは事実ですが、スケジュールがおくれたのなら、なおさら拙速に行うべきではありません。市民生活を圧迫し、医療を受ける権利を遠ざけることにもつながりかねない値上げを行うのですから、広く市民に周知し、市民の意見も聞きながら十分な議論を行うべきと考えます。

また、市がこれまで行ってきた一般会計からの繰り入れによる加入者の負担軽減をやめて、その分の負担を加入者に負わせるというのであれば、市も医療費抑制等の努力が当然求められると考えます。しかし、市が国保税抑制額の数値化も行わないまま、市民には値上げをお願いするというのでは市民の理解は得られません。

以上の理由から、条例案には反対、11件の陳情には賛成をするものです。

最後に、30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情について申し上げます。

文化財として登録された旧吉岡家住宅に、たくさんの方に訪れてもらうため、駐車場をつくることによって利便性を高めたいという市の考えは理解できるものですが、旧吉岡家住宅の最大の見どころであり、絵の題材とされた生け垣等の景観を壊してまで必要かという点においては、市にこれまで貢献されてきた文化財ボランティアの方たちと十分に議論を行い、その意見を最大限尊重するべきと考えます。また、御家族や専門委員の方々もよく聞きながら、旧吉岡家住宅を大切に思う方々が納得できる形で進めるべきであると考え、本陳情には賛成をするものです。

以上、討論を終わります。

[ 3 番 上林真佐恵君 降壇 ]

[ 18番 中間建二君 登壇 ]

○18番(中間建二君) 公明党の中間建二でございます。私は、公明党を代表し、第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例に賛成、第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例に賛成、第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成、30第1号陳情から30第9号陳情、30第11号陳情及び30第13号陳情の国民健康保険税の値上げに関する陳情11件に反対、30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情に反対の立場から討論を行います。

初めに、第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例であります。本条例は国の法律改正に基づいて、これまで東京都の条例において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準を定めていたものが、東京都の条例の内容を参考とし、厚生労働省令に従い、市の条例として改めて制



定するものであります。

新たに市の独自基準として、暴力団の排除及び記録文書の保存年限を5年間に延長したことは、市の実情に合わせたものであり、評価できるものであります。本条例における基本方針では、指定居宅介護支援の事業は利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行わなければならないこと。また、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行わなければならないこと。指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者提供される指定居宅サービス等が、特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公平中立に行わなければならないこと等が定められております。

市においては、本条例及び基本方針に基づき、サービスが必要とされる市民の皆様に対して、事業者において適切にサービスが提供されるよう、また市民の皆様が不利益をこうむることがないように、厳格かつ適正な指導、監督に努めていただくことを要望するものであります。

次に、第18号議案、介護保険条例の一部を改正する条例であります。本条例は東大和市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定し、本年4月から実施するに当たり、被保険者の皆様に適切な介護保険サービスが提供されるよう、第1号被保険者の保険料基準額を月額5,200円とし、保険料段階を12段階から13段階に変更することにより、低所得者の負担に配慮しつつ、被保険者の所得に応じて適正な保険料負担を求めるものであります。介護保険制度における保険料基準額の設定においては、法律に基づき、利用者負担を除いた給付費の半分を公費で賄い、残りの半分を被保険者が負担することとなっております。当市の介護保険料は、お元気な高齢者の皆様の御努力と適切な保険給付によって、全国的にも、また近隣市と比較しても相当程度低い水準に抑えられておりますが、第7期の計画における要介護者の増加傾向や、在宅サービス、施設サービスともに充実を図ってきた中では、一定の保険料負担の増額はやむを得ないものと考えます。

また、今回の第1号被保険者の介護保険料の設定においては、介護給付費等準備基金に積み立てられた基金6億円を取り崩した結果、1人当たり月額700円の保険料の軽減が図られ、結果として300円増に抑制されていることも評価できるものであります。

第7期の事業計画を進めるに当たっては、要介護認定の適正化、ケアマネジメントの適正化を図りつつ、医療計画との整合性の確保や、低所得者への支援に取り組む方針が示されておりますが、これらの方針に基づき、適切で効率的なサービス給付に努めるとともに、介護予防事業のさらなる充実と要介護者の要介護度の改善を図り、市を挙げた健康寿命延伸の取り組みに、さらに強力に取り組まれることを望むものであります。

次に、第22号議案、国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。今回の保険税改定は、国民健康保険制度の運営主体を、これまでの市町村から都道府県に広域化することによって、国から年間3,400億円もの多額の財政支援を行うことで、国保財政の安定化を図るとともに、市町村にも法定外繰り入れ等の赤字分の削減、解消等の努力が求められたことにより行われるものであります。

当市においては、これまでも市の政策判断として、一般会計から国保会計への法定外繰り入れを行うことで、できる限りの保険税負担の軽減を行いながら、応能応益割合の見直しによって、低所得者の負担軽減にも取り組んでこられました。また、私ども公明党の提案、要望によって、他の自治体に先駆けてレセプトデータを活用した糖尿病重症化予防等の医療費抑制策にも取り組んでいただいております。

今回の保険税改定は、国の制度改正に伴うものであり、やむを得ないものではありませんが、一方で国において市町村の政策判断において行う法定外繰り入れ全てを削減、解消すべき赤字として位置づけることは、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いという構造的な課題を抱えた国民健康保険の被保険者に過度な負担を強いることになってしまいます。

厚生文教委員会の審査の中で、これらの課題を委員間で共有し、国や都に対してさらなる制度の改善や財政支援を求める意見書を提出することに至ったことは、議会がとり得る方策として最善かつ有効なものであると考えます。市においては、次年度以降の被保険者の保険料負担軽減のために、ありとあらゆる知恵を絞り、さらなる努力を重ねることを求めるものであります。

また、本条例案に賛成する立場から、今回の国保税改定に反対する趣旨の陳情には反対するものであります。

最後に、30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情についてであります。現地調査を行った結果、現状の敷地において駐車場を整備するためには、陳情者が求めるヒイラギ等の生け垣を撤去することのない方法での整備は困難であると判断せざるを得ません。市においては、今後とも登録有形文化財旧吉岡家住宅の価値を守りつつ、文化財ボランティアの皆様の御理解と御協力のもと、来訪者が訪れやすい環境整備に取り組まれることを望むものであります。

以上、公明党を代表しての討論といたします。

[18番 中間建二君 降壇]

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

---

午前10時44分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） 12番、蜂須賀千雅です。私は、自由民主党・無所属の会を代表して、第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成をし、30第1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情と30第2号陳情 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情、30第3号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情から30第9号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情まで及び30第11号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情と30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情に反対する立場で討論を行います。

国民健康保険制度は、他の被用者保険に加入されていない方が被保険者となることから、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いほか、他の社会保険と比較して加入者の所得が低いという構造的な問題を抱え、財政基盤が脆弱な状況となっております。国が進める国民健康保険制度改革は、この国民健康保険の構造的な問題を解決し、国民皆保険制度の土台として国民健康保険制度を安定的に継続させることで、住民の皆様が安心して医療を受けられるようにすることが目的であります。そのため、これまでの区市町村に加え、都道府県が保険者となる広域化を実施するとともに、国としても3,400億円もの公費の拡充を行うことで、財政基盤の安定化を図っております。

東京都内の多くの区市町村と同様に、当市の国民健康保険事業特別会計においても、不足する財源を一般会計から繰り入れることが常態化をしております。また、他の被用者保険加入者の皆様から、後期高齢者支援金により生じた公費が国民健康保険の財源に充てられる等、国民健康保険加入者以外の多くの方の支援をいただいているのが現状であります。こうした中で、これまでどおり一般会計からの繰り入れに依存し続けることは、広域化を進める趣旨からも離れるものであります。

市の提案による今回の改定率は、1人当たり平均6.25%、年額1人当たり平均5,451円の増額となるものであります。市では応能応益の割合や、これまでと同程度となるおよそ64対36の比率にし、低所得者への配慮も今後も継続するとしております。加えて、我が党からの要望も踏まえ、これまで取り組んできた糖尿病重症化予防等の保健事業を一層推進するとともに、新たに市民体育館を活用した保健事業を実施することで、市民の皆様への健康保持、増進を図り、医療費の適正化への努力を強めていくとの答弁もありました。また、特定健康診査の受診率向上等により得られる保険者努力支援制度の交付金や保険税の収納率向上等により、市民の皆様が保険税負担を減らす努力を引き続き行っていくことにも触れておりました。国民健康保険被保険者の方々にとしましては、保険税の増額となるものではありませんが、今後、国民健康保険の広域化を推進し、安心して医療を受けられる体制を構築するためにも、市の努力とあわせて国民健康保険税率を計画的に見直していくことが必要ではないかと考えております。

以上の理由から、第22号議案に賛成をし、30第1号陳情と30第2号陳情、30第3号陳情から30第9号陳情まで及び30第11号陳情と30第13号陳情に反対をする討論といたします。

〔12番 蜂須賀千雅君 降壇〕

〔5番 二宮由子君 登壇〕

○5番（二宮由子君） 議席番号5番、興市会、二宮由子です。興市会を代表し、第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で、30第1号から同9号、同11号及び同13号陳情の国民健康保険税の値上げに関する陳情11件に、反対の立場で討論を行います。

さて、当市では、これまで国民健康保険事業に対し、制度上の課題に直面しながらも、応能応益の割合に配慮した低所得者対策や、税の公平性、公正性の観点からも批判の絶えない中、やむを得ず、一般会計からの赤字補填の繰り入れを継続して行うなど、不断の努力を続けてまいりました。

そして、今般の国民健康保険事業広域化に際しても、被保険者の国民健康保険税の急激な増加に配慮し、当該税の急増を緩和するために設置された6年間の特例基金を活用し、一般会計からの赤字補填の繰り入れ常態化の解消を目指す一方で、保健事業などによって医療費の抑制に努めたり、低所得者に配慮した応能応益の割合の堅持を表明するなど、独自の努力を継続するとしております。

また、他自治体においても、赤字補填の繰り入れの解消を目指す状況は同様であること。さらには、さきに申し上げた税の公平性、公正性の観点などからも、当該税率などの見直しは避けがたいと判断せざるを得ず、第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成し、30第1号から同9号、同11号及び同13号陳情、計11件には賛成できないと考えるものです。

以上です。

〔5番 二宮由子君 降壇〕

〔21番 床鍋義博君 登壇〕

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、床鍋義博です。やまとみどりを代表して、第22号議案 東大和市国民

健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成の立場から、30第1号陳情から30第9号陳情、30第11号陳情及び30第13号陳情の国民健康保険税の値上げに関する陳情11件について、反対の立場から討論を行います。

国民健康保険の広域化により、今後、財政運営の主体は市から東京都へと、その所管が移ることとなります。それに伴い、一般会計からの繰り入れをなくすため、今後6年間で保険料を段階的に上げていこうとする、その第一環が今回の改正であります。現時点で国民健康保険の負担感は、社会保険と比べて高いものとなっております。私自身の経験から言えば、サラリーマンから議員になった際、社会保険から国民健康保険になったわけではありますが、その際の保険料が会社負担がないため、その負担がふえました。そもそも国民の健康を守るべき保険が、その加入する人の所属先により、共済組合であったり、社会保険であったりすることが、そもそも不平等の原因となっております。同じ収入であれば、同じ負担額であるというのが平等というもので、重ねて言えば国民健康保険だけを取り上げて、所得に応じて負担金額が変更される応能割や、一律に負担額が決まる応益割などの計算方法や、自治体の一般財源から国民健康保険会計へと繰り入れすることにより、地方自治体によって保険料が違うというのも、制度上、大きな欠陥があります。同じ収入の人が自治体によって保険料が違うにもかかわらず、全国どの医療機関にかかっても、同じ治療を同じ金額で受けられるというものです。このように、各保険制度と比較しても、また同じ国民健康保険制度の中でもさまざまな矛盾が生じております。

やまとみどりとしての見解は、全ての国民がその所属いかんにかかわらず、同じ収入の人が同じ負担をしていく統一した制度を一刻も早く実現することの総合的な制度改革が必要であると考えます。しかし、この問題は一地方自治体で決定するものではありません。ただ、直接市民の声を聞くことができる地方自治体だからこそ、国へこの問題点を指摘し、改善させていかなければなりません。議会は意見書の提出や議長会を通じて、市は市長会や直接国へ陳情したり、国会議員を通して制度の改善を求めたりすることもできます。

陳情の趣旨からすれば、このように不平等な制度をそのままにして、国民保険の広域化に伴う保険料の値上げをそのまま認めるということは、非常に厳しい状況であると考えておりますが、一方で、この値上げに反対するとすれば、保険料金の負担を軽くするための激変緩和措置として、国からの約3,400円という財政措置を受けることができなくなる可能性があり、東大和市全体としてマイナスの影響を受けてしまいます。その負担は来年度以降の市民全体の負担となってしまう、また来年度以降に値上げ幅が大きくなる可能性が高く、結局、負担を後に回すだけとなってしまう。

このように総合的に判断をして、今回の陳情に反対をしますが、国民健康保険の被保険者の負担が著しく不公平であり、議会も市もその解消に向け、制度全体の改善を国に求めていくという決意と要望を申し述べ、第22号議案に賛成、11件の陳情に対し反対の討論とさせていただきます。

失礼しました。先ほど国からの財政措置、「3,400円」と申しましたが、「3,400億円」の間違いですので、訂正をさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例、本案を委員長報告の

とおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

30第1号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを行わないよう求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決をいたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

30第2号陳情 国民健康保険税の値上げを行わないよう求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

30第3号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決をいたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 30第4号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は30第3号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 30第5号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は30第3号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 30第6号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は30第3号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 30第7号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は30第3号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 30第8号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は30第3号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 30第9号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件は30第3号陳情が不採択とされたことにより、みなし不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

30第11号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすよう求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決をいたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

30第13号陳情 国民健康保険税の大幅値上げを凍結し、十分な検討と市民説明を尽くすことを求める陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

30第10号陳情 登録有形文化財旧吉岡家住宅に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

#### 日程第16 第32号議案 市道路線の廃止について

#### 日程第17 30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情

○議長（押本 修君） 日程第16 第32号議案 市道路線の廃止について、日程第17 30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、以上、議案1件、陳情1件を一括議題に供します。

以上2件につきましては、建設環境委員会委員長、根岸聡彦議員の報告を求めます。

[建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 登壇]

○10番（根岸聡彦君） ただいま議題に供されました第32号議案 市道路線の廃止について及び30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情について、建設環境委員会における審査経過並びに結果を報告いたします。

これらの審査は、平成30年3月9日に本委員会を開催し、副市長並びに関係部課長の出席を求め、審査を行いました。

まず、第32号議案 市道路線の廃止につきましては、当該議案を議題に供した後、現地視察を行いました。現地視察終了後、既に本会議において提案理由の説明が終了していることから、直ちに審査に入りました。質疑、自由討議、討論を終了し、採決をいたしました。

採決の結果、第32号議案 市道路線の廃止については、原案どおり可決と決しました。

次に、30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情を議題に供し、朗読終了後、直ちに審査に入りました。

主な質疑は以下のとおりであります。

まず、この施設建設の必要性和建設費が上がった推移について改めて確認したいという質疑に対し、平成26年9月の段階で3市共同資源化事業基本構想の中の基本計画で、類似施設、8施設の平均単価という形で13億

2,000万円という建設費を積算した。次に、平成28年2月の段階で実施計画を作成、この中でコンサルタントによる積算ということで、18億7,920万円という額を衛生組合として受けている。続いて、平成28年7月の段階で、プラントメーカーからの提案ということで、29億円から42億円の見積もりを受けている。これを受け、業者と調整を行い、平成28年11月の補正予算の中で、組合議会に提示した25億9,200万円という見積もりが出た。そして、平成28年12月の入札の段階で25億4,300万円という流れになっている。施設の必要性という点については、耐用年数を迎えている焼却施設の建設更新を見据えた中での実施事業となっている。交付金の関係もあり、発電設備を備えた施設となると処理能力、処理規模を小さくしても建物の躯体は大きくなってしまう。現在の焼却施設の敷地に隣接する小平市の清掃事務所用地を借用し、不燃粗大ごみ処理施設を更新し、容器包装プラスチック、ペットボトルについては、東大和市の桜が丘2丁目に施設を新設し、焼却するごみを減らしていくという形になる。当市の場合、ごみ処理を1市単独で行うことが難しいということ、市内での用地確保が難しく、財政的にも厳しいことから、市内で発生する廃棄物を安定的に処理するため、現在積み上げているこの3施設について建設することが必要であると考えているとの答弁がありました。

次に、建設費というものが金銭的に膨らんでいった要因に対する認識を伺うという質疑に対し、大きく3点あり、第1に東日本大震災の復興関連工事の需要増と2020東京オリンピック・パラリンピックの建設に伴う土木工事の需要増。2点目として、VOC対策、悪臭、騒音及び振動対策の高度化に伴う経費増。そして、最後に作業ラインの効率化と安全性を図ったということであるとの答弁がありました。

次に、衛生組合では、一貫して廃プラ施設が必要だと言っているが、減量化する数値について再三質疑しても組合は答えようとせず、予算が可決した後に出してきたような状況だが、市はそれ以前から情報を入手していたのかとの質疑に対し、市としても議員に情報が行くタイミングと変わらないとの答弁がありました。

次に、陳情の資料に出てくる意見書に対する見解書について、見解書を出したのは組合なのかとの質疑に対し、見解書の作成については共同で作業に当たったとの答弁がありました。

次に、自区内処理と言いながらも、武蔵村山市の民間事業者が東大和市以外に、東村山市からもプラスチックとペットボトルを受け入れているという事実は知っていたのかとの質疑に対し、事業概要の中で東村山市のプラスチックとペットボトルについては、東村山市内の民間事業者に委託されており、武蔵村山市の事業者には生ごみが入っているとの記載があるとの答弁がありました。

次に、自区内処理ということについて、法的に規制されるものではなく、観念的な目指すべき方向性といった認識でよいのかという質疑に対し、自区内処理という言葉については法律上どこにも出てこない。ただ、法の運用の中で、みずからの市から出る廃棄物を処理できず他市にお願いする場合、他市からきちんと理解をもらう、そういう運用を全国的にしているというところからきているものであるとの答弁がありました。

次に、焼却炉の耐用年数の問題について、こうしなければならないという議論は、廃プラ施設問題以前からあったのではないのかという質疑に対し、衛生組合の焼却炉については、かつて耐用年数を迎えるために、更新事業ということで過去に取り組んだことがある。当時、建て替えということで検討を進めたが、最終的には平成33年までということでの延命化を行ったとの答弁がありました。

次に、廃プラ施設建設が問題になる前から焼却炉の更新が必要という議論があった。今回の陳情趣旨からすると、市税の使い方となっている。3市で共同してやっているからといって、今回の廃プラ施設建設に関しては行政上でいろいろと言えることがあったわけだし、言う必要があったのではないのか、この点についての見解を伺うとの質疑に対し、最終的には延命化を図り、平成33年までとした。平成15年度から最終的には平成33年



は建て替えなければならないということで検討組織を立ち上げた。今回、組合に隣接する小平市の清掃事務所用地を、不燃粗大ごみ処理施設の更新場所として新たに土地を借りて広げなければならない。そういった議論の中で、組織市として協力できる部分を検討事項として積み上げ、話し合ってきたものとなっているとの答弁がありました。

次に、建設中止を求める陳情が議会で採択されたにもかかわらず、なぜそれを進めたのか見解を伺うという質疑に対し、3市の資源物処理施設については、東大和市でいうと8万6,000市民のために必要不可欠な施設だという判断、3市の34万から35万人の市民にとっても必要だという判断をしているとの答弁がありました。

次に、過去に東大和市として、この廃プラ施設の建設は不可能だということを庁議決定した経緯がある。直前の市議会での陳情採択にもかかわらず、これを強行したのは、当時の建設不可能だという判断から見ても矛盾すると考えるが、その点についてはどうかという質疑に対し、過去にそういうことがあったというのは認識しているが、尾崎市長は2期目にこれをつくる、対立候補はつくらないという主張をし、尾崎市長は当選しており、当然、市民のコンセンサスを得た中で進めるということであるとの答弁がありました。

次に、これを公約とは認識していない。仮に公約と掲げたとしても、市議会の陳情採択を踏み越えて都市計画決定を強行することが可能とはならないのではないかとこの質疑に対し、都市計画決定を市が踏み越えて一番大きな要素というのは都市計画審議会であるとの答弁がありました。

次に、一部事務組合の負担金、分担金というのは、組合議会内で議決された後に予算計上されると認識しているが、組合議会内での審査はどのようにされたのかという質疑に対し、ことし2月の組合議会定例会で分担金の提案、また平成30年度当初予算の議案が提案され、一括して審議された。結果、分担金については組合議会では全員賛成の議決をいただいたとの答弁がありました。

質疑を終了し、自由討議に入りました。

自由討議では、陳情趣旨では市税の使い方として不適當かつ妥当性に欠けるとの決議を市議会に求めているが、本来であれば市長や副市長が直接市民と向き合って話し合うべき内容であると考えられる。この施設は、本来必要ないものと主張しているが、本事業が衛生組合の事業として位置づけられ、組合議会の中で予算が成立し、当市においては都市計画審議会での議論を経て、市長が都市計画決定の手続を行った。この段階で陳情趣旨にある決議を行うことは、当市は衛生組合に負担金を支払い、安定的にごみ処理事業を行っていることそのものを否定することにつながる。また、当市の監査においても、衛生組合の負担金を含めたごみ処理事業は適正に行われていると判断していることも考慮に入れ、地域住民に迷惑がかからない施設にすることを考えなければならないという意見がありました。

また、他の委員から、陳情趣旨、陳情理由において、分担金と支払うことを否定しているわけではない。廃プラ施設を建設することに、3市の市税が使われることが不適切だということを東大和市議会として決議してほしいということなので、分担金を否定したり、衛生組合の中で3市のごみ処理事業をやることを否定することにはつながらないと思う。また、直前の都市計画決定中止の陳情採択という経緯から、それを踏み越えて進めることに対して、市議会の意向を尊重すべきだということで決議を上げるべきではないかという意見がありました。

自由討議を終了、2名の委員から本陳情に賛成の立場で討論があり、採決に入りました。

採決の結果、30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情は、不採択と決しました。

報告は以上であります。

議長におかれまして、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔建設環境委員会委員長 根岸聡彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔2 番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 日本共産党を代表し、30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に、賛成の立場で討論します。

この陳情は、桜が丘地域への廃プラ施設建設に市税を投入するのは不相当で妥当性に欠けるとの決議を当市議会に求めるものです。日本共産党は、杉並病、寝屋川病を視察し、廃プラ施設建設による健康環境被害への周辺住民の懸念は当然のものであると考えています。また、周辺住民の理解を得た後に事業に着手するとの3市と衛生組合の4団体合意を踏みにじり、わずか2カ月、8回の市民説明の後に事業を強行している経過からも、廃プラ施設建設強行には道理がないと考えています。しかも、廃プラ施設建設の都市計画決定手続の中止を求める陳情採択にもかかわらず、事業が強行されていることから、本陳情採択は必要と考えます。

また、一部にこの陳情が、東大和市が衛生組合に支出している分担金を否定しているかのようにとる議論があるようですが、そうではありません。廃プラ施設建設を行わなければ、支出した分担金は翌期へ繰り越されるだけであり、当市の分担金支出を否定するものではありません。

以上の理由から本陳情を採択し、求められた決議を当市議会として上げるよう呼びかけるものです。

以上です。

〔2 番 尾崎利一君 降壇〕

〔17番 荒幡伸一君 登壇〕

○17番（荒幡伸一君） 公明党の荒幡伸一でございます。私は公明党を代表し、30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に対し、反対の立場で討論を行います。

今陳情趣旨では、市税の使い方として不相当かつ妥当性に欠けるとの決議を市議会に求めております。陳情者の心情は十分に理解するところではありますが、本来であれば施設の必要性を認め、都市計画決定手続を進めた責任者であります市長に対して説明を求め、市長自身が誠意を持って直接地域住民と向き合って話し合うべき内容であると考えます。そもそもこの施設は、本来は必要のない施設であると我が党は一貫して主張してまいりましたし、今でもそう思っております。この間の議論において、構成市の3市長の合意によって、新たな施設建設を行うことなく、民間委託等、他の選択肢も十分にとり得たものと考えます。

しかしながら、本事業が衛生組合としての事業として位置づけられ、衛生組合議会の中では残念ながら本事業にかかわる予算が成立し、当市においては都市計画審議会での議論を経て、市長が都市計画決定の手続を行ったわけでございます。現在、その予算や都市計画決定手続に基づいて事業が進んでおります。このような

経緯を経た中では、今この事業を見直し、または修正ができるのは小平・村山・大和衛生組合議会での議論であり、管理者である小林市長、副管理者としての尾崎市長であります。この段において、陳情者の求めるような決議を市議会が行うことは、当市が衛生組合に負担金を支払い、安定的にごみ処理事業を行っていることそのものを否定することにつながりかねません。

また、本定例会の中で監査報告書が提出されておりますが、当市の監査においても、衛生組合の負担金を含めたごみ処理事業は、適正に行われていると判断されていることも考慮して、判断しなければなりません。今後、市長を先頭に行政が果たしていくべき役割は、公害や騒音など、健康被害を絶対に起こさない施設にすること、そして施設が稼働する際に、いまだに理解が得られていない地域住民への誠意ある対応であると考えます。

以上の理由から、本陳情が求める市議会で決議を行うことには賛同しかねるものでございます。

以上、公明党を代表しての討論とさせていただきます。

[17番 荒幡伸一君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、床鍋義博です。やまとみどりを代表して、30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に対し、賛成の立場で討論を行います。

陳情の趣旨は、（仮称）3市共同資源物処理施設建設に対し、不要であるということであり、それに市税を投入することの可否を問うものであると思料します。この施設については、これまでやまとみどりで一般質問や代表質問でも取り上げておりますが、この施設が必要不可欠であるという市の説明、根拠が希薄であり、他の代替方法についての検討も十分にされておらず、今まさに巨額の費用が投入されようとしております。また、地域住民との話し合いの場である施設整備地域連絡協議会においても、参加住民からさまざまな疑問が投げかけられているにもかかわらず、合理的な説明ができないまま、行政の都合により一方的に解散させられている状態は、施設が建設される周辺住民の不信感を大きくするだけではなく、全市民に対しても行政の信頼性を大きく損なうものと言わざるを得ません。現地では建設が始まったとはいえ、まだ引き返す余地は残されていると思います。今後さまざまな公共施設の更新や統廃合を控え、東大和市の財政支出はできるだけ費用がかからない方法を選んでいかなければなりません。将来も東大和市に住み、税の負担をしていく市民の声をしっかりと市は聞き、行政運営を行ってほしいと願い、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[9番 和地仁美君 登壇]

○9番（和地仁美君） 自由民主党・無所属の会を代表して、30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に、反対の立場で討論を行います。

まず、陳情者は、陳情趣旨において、廃プラ施設への市税の投入は分担金などの名目のいかに問わず、市税の使い方として不適当かつ妥当性に欠けるとしてしています。東大和市から衛生組合に支払われる費用は分担金以外にはなく、もしこの陳情審査の原則にのっとり、陳情趣旨の文言どおりに捉えるならば、東大和市は3市の取り決めを否定し、ひいては3市の枠組みを壊すことにつながるものであると理解されてしまう可能性がある表現になっています。

この分担金に関しては、平成30年2月16日に開催された小平・村山・大和衛生組合議会において、平成30年

度における3市の分担金の額について提案され、当市から派遣されている議員を含め全員が承認しており、衛生組合の平成30年度一般会計予算についても賛成多数で可決しております。また、この分担金、すなわち一部事務組合の経費は、地方自治法第287条第1項第7号により、その支弁方法は組合の規約によって定められており、組合議会で議決されれば、当該経費は義務的経費として考えられることとなります。

陳情審査の中で、分担金そのものを否定するものではないという意見も出ておりましたが、その分担金の使い方について各市が自分たちの拠出する分担金の使い道まで制限し、指示できるものではありません。組合議会で予算が提案され、それが可決している現状において、分担金は否定しないが、それが施設建設に使われることには反対というのは論理に無理があると考えます。

陳情者は、陳情理由の中で、高額な廃プラ施設を建設し、自己負担分18億3,000万円を小平・東大和・武蔵村山市で将来負担することは、市税の使い方として不相当としております。陳情審査の質疑の中で、この資源物中間処理施設の建設は、小平市中島町にあるごみ焼却施設の更新と連動しているものであり、本来ならこの問題が表面化する以前に、ごみ焼却施設の更新を検討しなければならなかったのではないかという意見を述べた委員もいたようですが、平成12年8月に、当時、組合でごみ焼却施設の建て替え案が進行していたときに、市の財政状況を理由に、平成33年までという期限つきで施設更新の延伸と延命策の検討を一方的にお願いしたのは東大和市であります。施設の必要性については、耐用年数を控えているごみ焼却施設の建て替え、更新を見据えた中での実施事業として進められているものであり、今回のごみ焼却施設の更新に当たっては、現在の施設に隣接する小平市の土地、こちらは小平市の清掃事務用地ですが、こちらを借用して不燃粗大ごみ処理施設の更新を行うことになっており、組織市として協力できる部分を当時の検討事項として積み上げた結果が、現在に至っていると理解できるものであります。

また、陳情理由には、運営経費に関して、仮に10年間を期間とすると24億円が固定経費となり、市に将来の財政負担を増大させ、市民に負担増を強いるとの記載がありますが、担当部署に聞き取りを行った結果、ランニングコストは年間2億円強という数値になり、東大和市が分担する金額はその約25%の5,000万円程度となること。また、現在、武蔵村山市内の民間事業者を支払われる金額は、平成29年度見込みでプラスチックとペットボトルを合計し約4,100万円、平成30年度の予算ベースで約4,600万円であるとの回答をいただいております。この金額は、現在、VOC対策等を何もとらずに操業している民間事業者に対して支払われている金額であるという現状を鑑みると、年間500万円前後の負担増となることで、VOC対策、悪臭、騒音、振動対策がしっかりと講じられることになり、近隣住民の健康被害を防ぐための費用として容認できる範疇ではないかと理解できます。

3市の枠組みの崩壊等については、小平市が東大和市に対して、組合から出ていけという発言があったという話は聞いておりませんが、平成28年5月14日の施設整備地域連絡協議会の場で、小平市から単独で処理を行うという発言があったと承知しています。当時の議事録には、「資源物の施設をつくろうというふうに決めたのははるか前の話です。それは東大和市の市長も、そういうふうにオーケーをして3市で決めたことです。それに基づいて小平は、ごみの政策を立ててきました。それをいきなりできないと言ってきたのは、そちらの東大和市ですね。そこで、私どもとしては、できないのであれば、じゃ3市ばらばらでもいいですよ。ごみ全体の資源物だけではなくて、焼却も単独でやりましょうという話をしました。それでは、3市全体で皆さんに迷惑がかかるようなことであるから、それぞれで負担を分担しましょうと、そういう話で今の計画を進めているわけです。そのことが理解できないのであれば、小平は単独でやりますよ。それでいいということであれ

ば、そうさせてもらいます。」と記載されております。これは後に恫喝的な発言だということで、協議会に参加していた方々に不快な思いをさせたことについてはおわびするという事で謝罪があったようですが、ここで重要なのは、謝罪はしたけれど、発言の内容までは撤回していないということであり、小平市議会において、組合脱退の提案があったとは聞いておりませんし、誰が見ても大人げないように映ると思うのですが、発言内容の撤回がなかったということは、こういったリスクがゼロではないということは、念頭に置いておく必要があると考えます。

ごみ焼却炉の耐用年数については、さきに平成12年8月の段階で、東大和市から更新の延伸と延命策の検討をお願いしたと述べましたが、平成33年という耐用年数ではありますが、新しいごみ焼却施設の稼働は平成37年の予定となっており、既に4年、後ろ倒しになっております。老朽化に対応するための修繕及び工事費としては、平成26年度は約3億4,900万円、平成27年度は約2億2,700万円、平成28年度は約2億2,000万円と多額の費用がかかっており、こちらの経費を縮減していくことも重要な課題であり、一たび大きな事故があれば、費用面のみならず、ごみ処理の業務に甚大な影響を及ぼすことが想定されます。

行政は、多分大丈夫といった曖昧な認識で事業を継続、あるいは実施することは許されないと考えます。小平市中島町にお住まいの方からは、早く施設を更新してほしいという声も出ております。これは常に最悪のリスクを想定し、それに対応できる手段を講じながら業務を遂行していくことが求められる状況だと思えます。

本陳情に関し、るる申し述べてきましたが、私どもとしても現在の衛生組合の対応に満足しているわけではありません。適切な情報を適切な時期に適切な形で、3市の市民に開示していくという行政として当たり前のことを、当たり前のようにやっていただく必要があることは十分認識しております。行政に携わる者として、業務に対する基本的な姿勢、市民のニーズがどこにあり、自分たちはどのように向き合っていかなければならないのかということ等を常に考えながら、山積する諸課題に対応していただくことは強く求めるものであります。情報開示が遅い、適切な情報が出てこない、説明が不十分、あるいは説明の仕方がわかりにくいといった問題があることは感じているところではありますが、それはそれ別の課題であり、施設建設の必要性の件とは切り離し、別な形で組合に対し改善を求めていくこととして、本陳情には反対の討論とさせていただきます。

〔9 番 和地仁美君 降壇〕

〔6 番 大后治雄君 登壇〕

○6番（大后治雄君） 議席番号6番、大后治雄でございます。興市会を代表し、30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情に、反対の立場で討論を行います。

さて、まず施設建設の必要性についてであります。

本施設建設は、ごみ焼却施設の更新を見据えた事業であり、不可分であること。また、大前提として一般廃棄物における自区内処理の原則に鑑み、当市のみでの単独処理は、財政面や用地確保等により困難であることから、近隣3市で一部事務組合を設置し、将来にわたり安定した廃棄物処理を自治体間の信頼関係のもと共同で実施していること。以上、2点などから施設建設の必要性を改めて確認をいたしました。

次に、陳情趣旨に、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設建設への市税の投入（分担金等の名目のいかんを問わず）は市税の使い方として不相当かつ妥当性に欠けるとの文言がありますが、一部事務組合の経費の支弁方法は当該組合の規約によって定められており、組合議会で議決されれば分担金などは義務的経費と考えられ、組合構成市側の議会が否決した場合は、再議に付さなければならないとされているため、当市議会で分担金を初めとした市税投入を否定することは、いたずらに無用な混乱を招来するだけであると考えます。

また、当市から派遣されている当該組合議長を除く3名の議員を含めた全会一致で議決されたのであればなおさらのこと、少なくともこれまでの分担金に関しては、当市議会においても市税の使い方として、極めて適当かつ妥当であると判断すべきと考えるものであります。

以上であります。

[6番 大后治雄君 降壇]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第32号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

30第12号陳情 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に関する陳情、本件に対する委員長報告は不採択であります。

よって、本件は起立により採決いたします。

本件を採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本件を不採択と決します。

---

日程第18 第1号議案 平成30年度東大和市一般会計予算

日程第19 第2号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第20 第3号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第21 第4号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第22 第5号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第23 第6号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（押本 修君） 日程第18 第1号議案 平成30年度東大和市一般会計予算から、日程第23 第6号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算まで、以上、議案6件を一括議題に供します。

以上6議案につきましては、予算特別委員会委員長、和地仁美議員の報告を求めます。

[予算特別委員会委員長 和地仁美君 登壇]

○9番（和地仁美君） ただいま議題に供されました6議案につきまして、予算特別委員会の審査結果を御報告申し上げます。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、3月12日、13日及び14日の3日間にわたり付託されました。

第1号議案 平成30年度東大和市一般会計予算及び第2号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算から、第6号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算までの5特別会計予算について審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決と決しました。

なお、一般会計予算、国民健康保険事業特別会計予算及び介護保険事業特別会計予算の審査のそれぞれにおいて、予算の組み替え動議が提出され、いずれも賛成少数で否決されたことを申し添えます。

以上で、予算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

〔予算特別委員会委員長 和地仁美君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を行います。

〔1番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 議席番号1番、日本共産党、森田真一です。日本共産党東大和市議団を代表して、平成30年度の一般会計予算、同国民健康保険、下水道、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計予算に反対をし、討論をいたします。

平成30年度予算を考える上で、何よりもその指針としなければならないのは、今の市民の暮らし向きがどのようになってるかということです。国の悪政によって、医療や介護、生活保護など、暮らしのあらゆる分野で給付制限や負担増が押しつけられています。来年、秋から予定される消費税率の引き上げは、そのきわめつけです。2人以上世帯のエンゲル係数は、第2次安倍政権発足直後から急激に上昇し、高どまっています。経済動向のいかんにかかわらず、市民の暮らしの厳しさは増すばかりです。こういうときこそ、自治体が国の悪政から市民の暮らしを守る防波堤としての役割を果たさなくてはなりません。

しかし、市はこれまでも相次ぐ負担増によって、市民の暮らしの厳しさに追い打ちをかけました。国保税の相次ぐ値上げ、3年ごとの介護保険料の値上げ、下水道料金の3割もの大幅値上げ、家庭ごみの有料化、ちよこバス運賃8割値上げ、駐輪場全面有料化などです。

一方で、24年度から続く道路占用料の引き下げは、NTT、東京ガス、東京電力の3社だけが、毎年、2,500万円超の恩恵を受け続け、29年度までに総額1億5,000万円を減収させています。本来、自主財源として活用できたものです。この問題では、日本共産党市議団は、他会派の皆さんとも協力して、少なくともももとに戻すべきとする条例改正案を提案しています。

そして、来年度は国保税を今後6年連続で値上げし、6年後の保険料水準は現行の1.4倍とするとし、それに加えて介護保険料の約1億2,000万円以上の値上げも行うとしています。これらについては、後ほど改めて触れたいと思います。

また、消費税の暮らしへの影響についても、一定の財源確保が必要というだけで、暮らしへの影響には触れられませんでした。また、予算案にある市税等のクレジット納付システムの導入は、借金してでも税金の支払いを優先させろというものであり、生活状況に配慮しながら徴税業務を行うとする市のこれまでの立場とは相

入れません。

このように、市民の暮らしを顧みず負担増と徴税強化を行うことは是認できません。したがって、日本共産党市議団は本予算に反対をするものであります。

この予算では、市民の暮らしを応援する前向きな取り組みも盛り込まれました。小中学校の非構造部材の耐震化や、小学校特別教室のクーラー設置、就学援助の新入学学用品費の入学前支給は、今春から中学新1年生に続き、来春の小学校新1年生に適用が拡大されるなど、当市議団が議会で要求してきた施策が実現されることを歓迎いたします。

また、当市議団は、待機児解消のため認可保育園の新設を求めてまいりましたが、待機児童の急増という現実の前に認可保育園は新設しないという従来の方針の見直しについて、市が言及したことは重要です。

それでは、一般会計での個別の施策について申し上げます。

まず、駅前自転車駐車場についてです。日本共産党市議団は、新たに市民負担をふやすことになる有料化に反対しましたが、昨秋より市営自転車駐車場の民営化、有料化が実施されました。駐輪場整備計画を見切り発車的に進めた結果、負担増とともに各駅で駐輪場不足が起こり、大混乱を引き起こしました。市も早急な対策を行っているところですが、市民の交通の利便に欠かせない駐輪場の整備は、無料の市営駐輪場の再整備も含め、抜本的な対策を求めます。

保育関連では、128名の定員増が図られることを評価しつつ、保育園待機児童が1次選考分で147名となっていることから、認可保育園の整備が求められています。また、著しく低い公定価格の設定により、民間の保育園で保育士の確保ができず、開園がおくれるというケースも生まれています。今こそ公立保育園の設置なども検討し、市が児童福祉法24条に基づき実施責任を果たすよう求めます。

次に、学童保育所について。30年度に新設される民営の学童保育所についても、市直営と同様の水準が保たれるよう要望いたします。ランドセル来館は、あくまでも暫定的な対応とし、施設整備による抜本的な定員増を求めます。

29年度に放課後等デイサービス事業所が拡充されたことを評価し、今後必要な拡充を求めます。また、今後検討されるあけぼの学園、子ども家庭支援センターのあり方についても、同様にその役割が適切に果たされるよう要望します。

学校関連では、ことし10月から実施されるという生活保護扶助費の削減に当たって、就学援助の準要保護世帯の利用など、暮らしへの影響が出ないように求めます。演劇鑑賞教室など、子供の情操を豊かに育む教育の機会を少なくとも年1回は保障していくよう求めます。

子供や高齢者の間に広まる健康格差の解消について、重篤化による医療費膨張を抑えるため、当面、75歳以上の医療費半額助成、18歳以下の医療費無料化の制度の創設を求めます。

次に、図書館、地区館への指定管理者制度の導入については、先日、図書館協議会から答申が出されました。開館日や開館時間の見直しについては、指定管理者制度は導入せず、市の直営のもとで優先順位をつけて取り組むよう求めるものです。市が答申の内容を尊重することを求めます。

次に、3市廃プラ施設の問題です。健康、環境被害にかかわる周辺住民の懸念には道理があり、周辺住民が反対してるもとので強行するべきではありません。

次に、国・都・市有地の活用による福祉施設やスポーツ施設整備についてですが、当市議団は一貫してこれについて提案をし、要求をしてまいりました。運動広場や特養ホーム、知的障害者特別支援学校の建設など、



市民のための活用が大きく動き出していることを歓迎します。大詰めになっているので、市にはぜひこれらの件では頑張ってくださいというふうに思います。大幅な不足が明らかになった保育園や障害者施設、市内福祉団体等も含め、市民の福祉の向上に、これらをフル活用するよう求めます。

次に、平和施策についてです。市長が旧日立変電所の戦争遺跡の保存にふるさと納税を活用すること、中学生の広島派遣、平和学習など、積極的な平和施策を進め、五日市憲法誕生ゆかりの地としても、アピールされる計画を示されたことを評価をいたします。東大和の地で今、平和の大切さを語るならば、かつて軍都として栄えたゆえに空襲に襲われた事実や、その後の米軍基地返還までの先人の困難な道のりへの思いを避けることはできません。戦争遺跡の保存は、あの戦争が市民にとって、世界の諸国民にとってどのようなものだったのかという事実の継承と分かちがたい課題であり、憲法9条を守ることや米軍横田基地の存在という現実との緊張の中でこそ、私たちの暮らしと密接にかかわる現代的課題として前に進めることができるものと考えます。米軍横田基地へのオスプレイ配備計画が31年度まで延長されていますが、各地で発生している米軍機や自衛隊機の墜落事故や部品落下事故が、ほとんどまともな調査も行われないうまま飛行が再開されています。周辺住民への危険ははかり知れません。オスプレイ配備計画の中止を強く求めるべきです。

続いて、特別会計について申し上げます。

まず、国民健康保険です。

市は国の方針に従って、国保税を今後6年連続で値上げし、6年後の保険料水準は現行の1.4倍を見込むとし、来年度から強行しようとしています。これは勤労者が加入する協会けんぽの保険料、本人負担の2倍となる保険料を賦課することとなります。国保税は今でも高過ぎます。払いたくても払えない状況にある世帯の実情とはどのようなものでしょうか。65歳で退職をした女性は、同居の子供と合わせて月12万円の収入ですが、両膝の痛み、膀胱炎、虫歯もあるが、お金がなくて病院に行けず、痛みで眠れません。当然体調を崩し、再就職をする自信も持てないままだと言われました。国保税も滞納して、期限付きの短期証となっています。これは決して特殊な例ではありません。国保加入者世帯の7割は所得183万円以下の世帯が占め、15%は保険税を滞納しています。直近でも200人が保険証を持ってないままです。加入者にとって、これらの例は決して他人事ではないんです。国保税の大幅値上げは、国保加入者の医療を受ける権利を損ない、国民皆保険制度を壊すものであり、反対です。また、これらの重大な提案が市民にまともには知らされないまま実施されようとしていることも、また重大です。市がうたう開かれた市政や徹底した説明責任という言葉を踏み破るものとなってまいります。

日本共産党市議団は、今までどおり国保会計への繰り入れを行えば、国保税の値上げは必要がないばかりか、1人、5,000円の値下げすら可能であること。また、介護保険料は、前回の値上げでも過大な給付を想定した値上げであったことを明らかにし、値上げは必要なかったことを指摘した上で、介護給付等準備繰入金を増額することで、今回も値上げの必要がないことを示して、今議会で予算組み替え案を提案しました。公営国保については、所得が低い高齢の市民が集中する構造的問題を放置して、被保険者や自治体に負担を多く押しつけている。国や都道府県の負担のあり方の抜本的な改善が求められますが、これまでも具体的な例も示して、当市の減免規定の整備のおくれが、減免件数の少なさにつながっていることも指摘してきました。国保税の引き下げと実効性のある減免規定の整備を求めます。未納を理由とした短期保険証の未交付は、医療を受ける権利を奪い、社会保障を破壊するものであり、やめるべきです。郵送により、短期保険証の速やかな交付を求め、国保税未納者への徴税業務は、差し押さえありきではなく、その生活や事情に十分配慮した生活再建型の相談、

対応を引き続き求めます。

下水道事業は、28年度より下水道使用料、平均3割の値上げを行っています。維持、管理、更新にかかるお金を専ら利用者の負担に求めようとする国の施策そのままに、3割もの値上げを強行し、賦課し続けていることに反対です。国のお金の使い方を、リニア新幹線など、不急不要の新規大型開発事業から、既存のインフラの整備、維持管理、更新事業に振り向けるよう、切りかえさせるよう、地方自治体からの働きかけが必要です。

介護保険については、国保税の値上げに加えて、この介護保険料1億2,692万3,000円の値上げを行おうとしています。市は3年前の値上げは、結果的に必要なかったことを認めています。過大な給付見込みを是正し、ため込んだ介護保険基金を活用すれば値上げは必要ありません。値上げには反対です。介護保険事業は、特養ホーム待機者190人の待機解消を図るなど、介護を必要とする方が安心してサービスを受けられるよう努力を求めます。介護保険料未納のペナルティーとして適用されている3割負担は、介護を受ける権利を奪う懲罰的な制度そのものに反対です。当市でも29年度から介護予防日常生活支援総合事業が始まりましたが、総合事業は国が国庫負担削減のために、要介護2以下の被保険者を介護保険から切り離すことで、財政上の帳じりを合わせるものです。介護報酬単価が低過ぎて、在宅・施設介護とも現場で人手不足が深刻になっており、市内でも同様の状況であることを指摘してきました。高齢者や、その家族を介護サービスから遠ざけて、保険あって介護なしとならないよう、国に強く働きかけることを求めます。

後期高齢者医療では、制度の廃止を求めるものです。

以上で討論を終わります。

[1 番 森田真一君 降壇]

○議長（押本 修君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[19番 東口正美君 登壇]

○19番（東口正美君） 公明党の東口正美です。私は公明党を代表して、平成30年度東大和市一般会計予算及び国民健康保険事業特別会計から、後期高齢者医療特別会計までの5特別会計予算に、賛成の立場で討論を行います。

1964年、私ども公明党結成大会のときに掲げられた2つのスローガンは、大衆福祉の党、公明党、そして日本の柱、公明党でありました。高度経済成長と言われる時代の中、必ずしも福祉は表舞台でなかったと聞いています。その中で、公明党は大衆福祉の党を掲げ、特に子育て支援に一貫して取り組んできました。歴史をさかのぼれば、教科書無償配布、児童手当の実現、近くはマタニティマークの普及など、今では全国で当たり前となった子育て支援も、多くは国に先駆けて公明党地方議員の提案から市町村でスタートしたものが多くあります。

今、国ではますます深刻化する少子高齢化の中、働き方改革、女性の社会進出に取り組んでおりますが、その表裏をなすのが子育て支援の充実です。公明党では、今までにも増して子育て支援、教育費の負担軽減に力を注いでいるところです。その取り組みは、平成30年度、東大和市の予算にも大きく反映しています。大きくは幼児教育の無償化、また今まで入学前には国の補助金の対象外とされていた就学援助費の前倒し実施、そし

てひとり親家庭、寡婦控除のみなし適用については、公明党が国会で取り上げ、実現したものです。さらに、都議会と連携して取り組んできた学校の特別教室の冷房機設置やトイレの洋式化は、30年度予算に大きく実現することとなりました。今後については、保護者から要望の大きい学校給食の無償化についても、公明党の主張を受け、文部科学省が全国の実態調査を実施する運びとなっています。

東大和市においては、尾崎市長、2期目の就任以来、「日本一子育てしやすいまちづくり」を最優先施策と掲げ、子育て支援の充実に力を注いでこられたことを高く評価いたします。これまでの3年間、待機児童対策の保育定員の拡大を柱に、きめ細やかな子育て支援の充実に取り組み、民間調査による共働き子育てしやすい街ランキングでは、堂々の全国第3位となり、対外的にも高い評価を得たところです。その施策の目的は、子育て世代に東大和市に住んでもらい、定住人口をふやし、活気ある東大和市にすることにありました。しかしながら、少子高齢化の影響は当市においても例外でなく、予定より早く市の人口は微増から微減になってまいりました。このような中での30年度予算は、市税については若い世代の定住や賃金の上昇により、わずかながらふえているものの、高齢化に伴う固定的な扶助費の増加による経常収支比率の硬直化に加え、公共施設老朽化への対応など、今後ますます厳しい財政運営がなされるものと思われまます。

私たち公明党市議団は、以上のような問題意識を共有する中、毎回の定例会での一般質問や、予算編成時の予算要望を通して、東大和市の発展、そして市民の幸福な生活のために何ができるか、少しでも有効な施策はないか、学び、考え、提案、要望してまいりました。そして、平成30年度予算の優先施策にも、その声を数多く反映していただいたと思っています。

まず、「日本一子育てしやすいまちづくり」として、30年度も保育事業の充実として、立野みどり保育園、明德保育園の移転、建て替え、認定こども園であるこども学園の定員拡大、小規模保育園の3園の増設で合計117人分の保育定員が拡大されます。また、保育人材確保のため、資格取得支援や人材派遣会社への紹介料補助、さらに保育士の家賃補助、駐車場の確保など、多岐にわたる方策が計画されており、担当部職員の御努力に敬意を表します。今後は保育の質の確保にも御尽力いただきますようお願いいたします。また、切れ目のない子育て支援のかなめとなる母子保健コーディネーターの配置を高く評価いたします。

住みよい活気あるまちづくりでは、シティプロモーションや婚活支援により、魅力ある東大和市への定住人口増加を期待しています。

また、東大和市の誇る平和のシンボル、旧日立航空機株式会社変電所の保存について、改修工事の基本設計が行われます。変電所の保存については、大きな経費が必要となりますが、保存のための努力は時を経るごとに輝きを放ち、平和を求める熱き思いは、必ずや後世に引き継がれ、戦争のない世界を築く礎となっていくものと信じております。

環境にやさしいまちづくりでは、市道8号線、湖畔通りの桜の街路樹の植えかえが行われます。東京都が行う多摩湖周遊道路の桜の植えかえとあわせて、再び桜の名所としてよみがえることを楽しみにしています。また、狭山緑地管理事務所の建て替えが行われます。長年、狭山丘陵の保全に尽力してくださっている市民の皆様方の活動がしやすくなるだけでなく、新しくきれいなトイレも完成し、多摩湖周遊道路を訪れる多くの方々にとって安心の環境が整います。また、公園等のLED化調査が行われます。街路灯のLED化も、市民の方に大変喜ばれており、公園についても、その効果を期待しています。

福祉の行き渡ったまちづくりでは、総合福祉センターも3年目に入り、さまざまな事業の充実が図られるものと思います。中でも高齢者の介護者、障害者の介護者へのケアラー支援の着実な取り組みを評価いたします。

医師会の先生方にも御理解をいただいているとのこと、大変に心強く、感謝申し上げます。予防事業において、B型肝炎は定期予防接種に移行したわけですが、制度のはざまとなる対象年齢への任意予防接種費用の助成金交付は、きめ細やかな対応であると評価いたします。将来、B型肝炎にかかれば、本人への負担だけでなく、重症化が招く医療費の負担増にもつながります。このような取り組みも、健康寿命の延伸や医療費抑制につながるものと考えます。また、桜が丘市民広場のトイレのバリアフリー化では、市民の要望に応え、誰でもトイレの設置、トイレの洋式化、フィッティングボードの設置、倉庫、管理事務所が整備され、利用者に快適な環境が提供されることを評価いたします。

地域力、教育力の向上にかかわる施策では、不登校児童・生徒のための適応指導教室指導員の新規採用、学力向上のための地域未来塾の開設や学習のつまずきに早期に対応するための学力検査の新規導入と合わせ、これまで積み上げてきた少人数学習やチームティーチャーなどの学習支援、スクールカウンセラーや不登校支援コーディネーターなどを継続的に取り組むことにより、東大和市の教育力のさらなる向上を期待しています。また、学校の環境整備についても、特別教室の冷房機の設置、バスケットゴールの耐震化、学校トイレの洋式化、防犯カメラの更新と、安全で安心の学校教育のための事業を、30年度もどうかよろしく願いいたします。

それでは、一般会計の歳入について申し上げます。

歳入の根幹をなす市税は、125億4,507万円で0.7%の増となりました。人口が微減する中ではありますが、若い世代の転入で働く世代の賃金増加による市民税個人の増加、法人税についても業績が良好であり、新築家屋による固定資産税もわずかに伸びています。また、課税課における収納対策のきめ細やかな対応や、コンビニ納付を初め、多様な収納方法の提供も収納率向上に大きく寄与しており、不断の努力を評価いたします。

一方、地方消費税は国の税制改正により減収となりました。東京都の市町村総合交付金の増額分を足しても、社会保障費に不足が生じ、財政調整基金の繰り入れがなされています。国や都の予算の動向による大きな影響を考慮しながら予算を組み上げていくことは大変な作業だと思いますが、今後もの確に情報を収集し、当市の施策充実のお取り組みをお願い申し上げます。

次に、歳出について申し上げます。

総務費において、まち・ひと・しごと創生事業でのシティプロモーションでは、29年度から「東京 ゆったり日和 東やまと」のロゴマークの活用、結婚支援、不動産情報サイトの活用など、若い世代の転入を促す取り組みを行うとともに、その実態把握のための転出・転入者アンケートが実施されます。子育てしやすいまちとして積み上げてきた実績をフルにアピールし、さらなる成果を期待しています。

また、公共施設マネジメント事業では、第1次アクションプランを策定し、今後の優先施策について構想を練るとのことですが、国有地、都有地、市有地の未利用地の活用も含め、東大和市の将来像を決めるかなめの事業となります。魅力あふれる東大和市となることが、持続可能なまちづくりに大きくつながると考えますので、何とぞよろしく願いいたします。

また、計画遂行のためには、行政改革の推進による的確な事務事業評価を行い、その結果を予算に連動させていく必要があります。

防犯対策事業では、市民の日ごろの安全安心のため、青パトによる巡回、安心安全メールの普及とともに、災害時のための情報システム管理として、東京都共同利用型被災者生活再建支援システムの着実な運用ができるよう、職員研修の充実をよろしく願いいたします。

広報活動では、市報のカラー化、SNSの活用、ユーチューブ、ARなど、多彩な取り組みの効果を期待しています。また、全世代の市民全員に情報が行き渡るよう、市報の全戸配布の検討を引き続きお願いいたします。

次に、民生費については、高齢者日常生活支援事業費において、29年度スタートした東大和元気ゆうゆうポイント事業で、景品となっているやまとカードとの連携が好評を博しています。さらに、やまとカード加盟店でポスター掲示など、元気ゆうゆうポイント制度を宣伝していただき、ゆうゆうポイントの参加者をふやすとともに、ポイントを使って加盟店でお買い物客がふえるよう、相乗効果を期待しています。

また、在宅医療介護連携推進事業における多職種情報連携支援事業では、14業種、57事業所のICTを活用した連携システム利用が、医師会を中心に推進されるとのことでした。地域包括ケアシステムの構築のため、多職種連携のICT活用は重要な取り組みであり、大いに期待しています。

児童福祉総務費では、第2期の子ども・子育て支援事業計画策定、またそのための調査が行われます。子育て支援の内容の精査とともに、保育支援を初め学童保育、一時預かり事業、子育てにおけるさわやかサービスなど、支援に必要な量を把握する大切な調査になります。切れ目のない子育て支援の充実のため、丁寧なお取り組みをお願いいたします。

保育事業においては、国の幼児教育無償化の方針により、新たな保育需要が呼び起こされ、現在行われている保育園申し込みでは、希望者が予想を上回り、さらなる施設整備の必要性が述べられました。当市にとって、定住人口を確保するためにも大事な取り組みになると思います。あわせて休日保育、病児・病後児保育、居宅型訪問保育など、これまで同様、きめ細やかな対応をお願いいたします。

学童保育については、新たに民間で2クラブ、70人の定員拡大がなされます。保育需要の拡大は、学童保育希望者の増加につながります。児童の放課後が安全で快適に過ごせる環境整備を引き続きお願いいたします。

また、子育てハンドブックの官民共同での改訂版発行や「東大和スタイル」、子育てアプリの充実による子育て情報の活発な発信も期待しています。

やまとあけぼの学園の老朽化対策として、旧みのり福祉園の用地を活用し、今後必要となる子育て世代包括支援センターや発達支援センターの整備は、切れ目のない子育て支援のためにも、また公共施設の適正化の観点からも大事な事業になります。引き続き検討をお願いいたします。

次に、衛生費について申し上げます。

保健事業では、健康カレンダー事業が毎年大変好評です。30年度も新たに工夫を加えていただき、手元に届くのを楽しみにしています。

成人保健事業では、がん検診等委託料が増額されました。これまでの事業を振り返り、さらに効果を上げるための取り組みを評価いたします。また、新たなステージに入ったがん検診総合支援事業でのがん検診無料クーポン券の配布及び受診を促すコール・リコールの取り組みも引き続きお願いいたします。

子育て応援事業における育児パッケージ配布事業も、当市らしい工夫をお願いいたします。歯科医師会との連携により、歯科医療連携推進事業や祝日等歯科応急診療事業に取り組んでいただいています。口腔ケアが全身の基礎疾患と関係していることが指摘され、健康寿命の延伸、認知症対策にも深く関係していると言われていきます。今後も歯科医師会と連携し、さらなる研究をお願いいたします。

害虫等駆除事業では、市民の要望の強いアライグマ、ハクビシン防除等委託料が計上され、感謝いたします。

ごみ処理事業費については、小平・村山・大和衛生組合への負担金の増額がなされています。今後、組合事

業の一環として焼却炉の建て替え等、大きな建築事業が予定されております。それに伴う財政負担が大きくなると予想されます。本市においては、極力無駄のないよう組合財政運営に厳しい目を向け、指摘すると同時に、ごみ処理行政に関する情報発信に心がけ、市民への理解と協力が得られるよう、市長を中心に説明責任を果たされることを望みます。

次に、農林業費では、農業振興対策事業費において、認定農業者補助対策費が12人から20人にふえたことを評価いたします。ファーマーズセンターの利用については、さらに多くの市民にお使いいただけるようお願いいたします。

次に、商工費では、商工振興対策事業費、創業支援事業において、これまで12人の創業者が誕生し、うち9名が市内で創業されたとのこと、引き続きよろしくお願ひいたします。加えて、事業継続、事業継承のバックアップも、各機関と連携をとり、進めていただきたいと思います。

また、中小企業を応援するものづくり補助金についても、市の体制整備が必要となりますので、何とぞよろしくお願ひいたします。今後も国や都の補助金を市内事業者が積極的に活用できる体制を商工会とも連携し、お願ひいたします。

子育て応援パスポート事業も、22店舗まで拡大していただきました。本市の子育て施策の充実の一環として、引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、土木費では、29年度、始まった駅前駐輪場の整備について、当初、定期利用、一時利用ともに混乱していましたが、その後、利用台数拡大により落ちついてきたところもあります。さらに、上北台駅の拡大をもって、今後の推移を見守るとのことでした。引き続き需要と供給のバランスに配慮し、有料化したことでの環境整備をお願いします。また、自転車の安全運転のため、自転車ナビマークのさらなる設置もお願ひいたします。

市内道路改良事業費では、近年の集中的な豪雨時に必ず冠水してしまう箇所が市内に何カ所かあります。その中でも、深刻な向原6丁目の市道1号線に、既設の集水ますを利用したEGSM工法による浸透施設の設置を行っていただきます。抜本的な解決には、さらなる対策が必要になるかと思いますが、少しでも周辺住民の被害が緩和されるものと期待しております。街路灯新設事業として、空堀川管理用通路街路灯が設置されることを評価いたします。

コミュニティバス等運行事業費では、学校休業中の子供料金半額利用の取り組みを評価いたします。ちょこバス利用者の増加につながる取り組みを引き続きお願ひいたします。また、空白地区である芋窪・湖畔地域のコミュニティタクシーの推進をお願ひいたします。

次に、消防費では、東京都の予算を活用した防火衣の整備がなされます。日ごろから市の防災に多大なる尽力をいただいている消防団活動を応援できるよう、東京都と協議し、23区と装備水準をそろえられるようなお取り組みをお願ひいたします。また、ポンプ車運転のために必要な準中型免許取得への支援についても御検討をいただきたいと思います。

災害対策費において、防災行政無線のデジタル固定化実施設計が行われます。できるだけ市内全域に防災行政無線がクリアに聞こえるよう、配慮をお願ひいたします。

次に、教育費について申し上げます。

平成31年度から次期東大和市学校教育振興基本計画の策定に向けて、総合教育会議の主宰者である市長のリーダーシップを期待しています。

教育総務費における公務ネットワークサービス管理運営事業費ですが、教員の働き方改革の一助になることを期待しています。さらに、いじめ防止のためのシンポジウム、不登校児童・生徒のための多様な取り組みも引き続きお願いいたします。教育長は日ごろから、学校は地域のかなめであるとおっしゃっています。30年度、コミュニティスクールの取り組みを九小でスタートしますが、コミュニティスクールの推進については、全ての教員がかかわっていくとの力強い答弁もありました。市内全域で取り組むためにも、モデル校としての成果を期待しております。

社会教育総務費の中で、平和事業が30年度から社会教育課の所管になります。旧日立航空機株式会社変電所を戦災建造物として保存し、広く周知することが、東大和市の平和事業の根幹をなすとの答弁がありましたが、文化財保護の観点からも市民との協働ということを含めて、社会教育課で平和事業がますます発展することを期待しています。平和市民のつどいの充実も、よろしくお願いいたします。

中央図書館事業については、会派としてこれまで数多くの提案を通して、図書館利用における市民サービスの向上を訴えてまいりました。より多くの市民にとって、より有益な図書館事業が展開されることを期待しています。また、子ども読書活動計画の第2期がスタートいたします。これまで以上の成果を期待しています。

公民館事業では、明治維新150年記念事業として、デジタルアーカイブを市民との協働で取り組むとのことでした。そして、その環境整備のためWi-Fiも設置され、公民館活動での多彩な活用を期待するとともに、災害対策としても一歩前進したことを評価いたします。

学校給食センター運営も2年目に入りますが、これまでの問題を繰り返さないため、細心の注意で安全安心の給食をお願いいたします。また、災害時の対応もお取り組みをお願いします。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業特別会計について、30年度、広域化への大きな制度変更が行われましたが、いずれにしても健康寿命の延伸、医療費抑制への取り組みはますます重要になってまいります。引き続きレセプトデータを活用した重症化予防対策や、特定健診の受診率向上の取り組みをお願いいたします。

次に、下水道事業特別会計については、公共下水道ストックマネジメント基本計画策定業務委託料が計上されました。安定した下水道事業のため、市民にも御理解いただけるような計画策定をお願いいたします。

次に、土地区画整理事業特別会計では、事業の完成に向けた換地計画等の委託料が計上されました。この事業が円滑に行われることを期待しています。

次に、介護保険事業特別会計では、30年度から第7期の介護保険事業計画がスタートします。第7期の計画において、地域包括ケアシステムの構築をさらに進める必要があります。これまで公明会派として、東大和市にふさわしい地域包括ケアシステムの構築の必要性を一貫して訴えてまいりました。第7期における地域包括ケアシステムの構築の方針として、4点にわたり答弁をいただきました。1としてアドバンス・ケア・プランニングの方針を決めること、2として認知症の早期発見、早期治療につなげること、3として多職種連携のためのケア会議を充実し、個別ケースの積み上げによる課題解決をすること、4として生活支援体制を整備し、地域での支え合い体制を強化することと明確な目標が示されたことを高く評価いたします。東大和市が、日本一高齢者にとっても住みやすいまちとなることを大いに期待しています。

予算特別委員会では、公明会派の数多くの質疑に、担当部より丁寧な御答弁をいただきましたこと、心から感謝申し上げます。このように大変な努力により組み上げられた平成30年度の東大和市の予算が適切に運用され、市民生活がより快適に、東大和市に暮らして本当によかったと多くの市民の方に言っていただけるよう、

私たち公明党市議団5人も一致団結し、全力で働き、4年任期最後の年を議員として使命を全うしていく決意です。

以上で、公明党を代表しての討論といたします。

[19番 東口正美君 降壇]

[10番 根岸聡彦君 登壇]

○10番(根岸聡彦君) 議席番号10番、根岸聡彦です。私は、自由民主党・無所属の会を代表して、平成30年度一般会計予算及び5特別会計予算に対して、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度の予算編成において、市長は開かれた市政の実現のため、情報公開の推進と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること。また、持続可能な市政の実現のため、東大和市実施計画における主要事業などに集中して取り組み、東大和市行政改革大綱に基づき、歳入の確保を図り、効果的かつ効率的な事務事業の実施に努めることなどを基本方針としたと説明をされました。

平成30年度の歳入は、一般会計において303億9,000万円、前年度当初予算と比較して7,700万円の減、5特別会計を含めた全体においても503億2,500万円で、前年度当初予算522億500万円から18億8,000万円の減収を見込む形となっており、少子高齢化の進展に伴う社会保障関連費が増加し、公共施設等の老朽化対策が深刻化している現状においては、以前にも増して厳しい目をもって費用対効果を重視した市税の使われ方が求められる年であると言えます。歳入の減少と必要経費の増加、平成30年度はこの相反する2つの課題を乗り切らなければならない状況下であり、尾崎市政2期目の最終年度は、最近は余り使われなくなりましたが、まさに「あれかこれか」の集大成の年度であるということになると、そのように思料する次第であります。

それでは、歳出における主な事業について何点か申し上げていきたいと思えます。

まず、総務費においては、人口減少の抑制を目的として、シティプロモーションや結婚支援事業の取り組みを実施することですが、取り組みの実施によって人口減少がどのように抑制されるのか、どこを到達点としているのかが見えていないのが現状であります。取り組みの実施に当たっては、どの程度の成果を上げることを目標としているのか、すなわち東大和市の人口を何人ふやすのか、あるいは減少の幅をどの程度減らすのかといった具体的な目標値を示し、そのためにどのような事業を幾らで行うのかということまで詰めた内容を示していただくことをお願いしたいと思います。

市税等のコンビニエンスストア納付やクレジット納付といった収納方法の多様化を図ることは、多くの人に利用されるサービスを構築することでもあり、利便性が向上することで納税機会が拡大し、市税等の納期内納付率の向上、ひいては収納率の向上が図れるものであると理解し、評価いたしますが、滞納繰り越し分の縮減に向けた取り組みにも、引き続き注力をしていただくことを期待したいと思います。

民生費につきましては、市長が最重要施策と掲げる「日本一子育てしやすいまちづくり」の実現に向けた取り組みの実施をお願いいたします。他の自治体では、保育士の不足から保育園を閉園、または受け入れ人数の制限を行ったところもあるという報道がなされておりました。保育士だけを厚遇すればよいというものではありませんが、自治体間において保育士の取り合いが発生しているのも紛れもない事実であります。市内の保育園に勤める保育士さんが、より長く働いてもらえるような、また保育の仕事をするなら東大和市でと注目されるような、また子育てを考える家族が東大和市に引っ越してきたときにも、保育園の心配は一切ありませんと言えるような施策の展開と、しっかりとしたPR活動をお願いしたいと思います。



また、元気ゆうゆうポイント事業を初めとした高齢者向け介護予防のための施策についても、医療費抑制の成果が目に見えるような形で内外に発信できるよう制度の周知を図り、参加する市民の拡充を図っていただくよう要望いたします。

衛生費に関しましては、ごみ減量推進事業費やごみ処理事業費に代表されるような清掃費が衛生費全体の64%を占めております。東大和市8万6,000市民の廃棄物処理において、支障を来すことのないように万全の体制で諸課題に取り組んでいただくよう要望いたします。

土木費につきましては、雨水対策として向原地区における雨水浸透施設の設置によって、ゲリラ豪雨発生時の冠水被害が軽減されることを期待したいと思います。また、狭山緑地管理事務所の建て替えにより、緑地の管理を委託している方々や、狭山緑地の保全活動に尽力されている方々の活動支援につながることを期待したいと思います。

また、ちよこバスの運行に関しては、ルート改正があった平成27年を100とした場合に、平成29年は120まで上がっているという話は聞いておりますが、東大和市と玉川上水駅への乗り入れといった利便性の向上を図ったとはいえ、平成30年度におきましても5,000万円を超える補助金を計上しなければならない状況であるという事は、利用者の増加を目指した何らかの取り組みが必要ではないかと考える次第です。市のイベントに合わせた臨時便の運行、あるいはちよこバスに乗ってもらうこと自体をイベントにした企画といった取り組みについて検討をし、補助金縮減に向けた努力を継続して行っていただくことを要望したいと思います。

教育費の中の小学校トイレの洋式化については、今年度は5校の実施を予定しているとのことで、これを評価したいと思います。なお、平成30年度予算とは直接関連はしませんが、残る小学校トイレの洋式化、中学校においても順次実施を計画し、平成32年度までに50%の洋式化を目指すと同っておりますので、着実な実施をお願いしたいと思います。

特別会計につきましては、下水道事業特別会計において、平成28年7月から実施された平均30%の値上げが下水道事業の運営に十分反映されていない状況となっております。一昨年の値上げによって、多くの市民の間で節水の意識が高まったのであれば、それはそれで資源を大切に利用するという意識に通じていくものであり喜ばしいことでもあるのですが、事業運営の観点から経費回収率を早い時期に100%に近づける必要があることから、利用料金のみならず運営の仕方において、何らかの改善をしていく必要があるのではないかと考えます。

以上、さまざまな点から申し上げさせていただきましたが、人間は過去を振り返りながら未来に向かって進むことしかできないのであり、組織運営、市政運営においても同様であると認識いたします。平成30年度がどのような年であるのかは、誰も知り得ることはできないわけではありますが、どのような年にするかということは、個人、団体、組織、それぞれの努力によってつくり上げていくことが可能であると信じております。この予算、現時点においては、ただ紙の上に書かれた数字でしかありません。しかし、この予算を執行し、事業展開をしていく中で、いかにして東大和市のさらなる発展につなげていくのか、いかにして市民生活の安全安心を担保し、福祉の向上に寄与していくのか、それは尾崎市長の強いリーダーシップと職員の業務に対する崇高な意識と熱い思いにかかっております。

細かな点につきましては、さまざま不足しているところはあるというふうに認識はしておりますが、この厳しい財政状況の中で、一つ一つ着実に計画をした事業を実施し、成果を積み上げていっていただくことを期待して、私の討論とさせていただきます。

[10番 根岸聡彦君 降壇]

[7番 関田 貢君 登壇]

○7番(関田 貢君) 議席番号7番、関田 貢です。興市会を代表し、平成30年度一般会計予算ほか特別会計予算に賛成の立場で討論を行います。

さて、今回提案された予算では、市のブランド・メッセージの活用等によるシティプロモーションや市税のクレジット納付の開始、民間保育園の保育士等の確保対策や、民間学童保育所の運営補助、そして都市計画道路の実施など、これら全て持続可能な市政の実現に向けての施策であると認められるところであり、評価をいたします。そのほか細かく申し上げれば、東大和元気ゆうゆうポイント事業の引き続きの実施や、骨髄バンク制度の普及啓発、防災行政無線のデジタル化や地域未来塾の事業の推進、小学校全校における校門等に設置している防犯カメラの更新なども評価するものです。

ただし、一方で「あれかこれか」の視点をもっと推し進め、施策の積極的な取捨選択の人的、物的資源の集中をすべきです。また、目前に迫った国民健康保険の広域化においては、しっかりとした対処をお願いいたします。

最後に、引き続きさらなる尾崎市長のリーダーシップの発揮を求め、討論といたします。

[7番 関田 貢君 降壇]

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番(床鍋義博君) 議席番号21番、床鍋義博でございます。やまとみどりを代表して、平成30年度一般会計予算及び5特別会計予算に、賛成する立場で討論を行います。

平成30年度予算審議において、市長の予算説明の冒頭、予算編成では開かれた市政の実現のため、情報公開の推進と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ることと述べられておられました。尾崎市政は、タウンミーティングを積極的に行うなど、広く市民の意見を聞こうという姿勢を感じられる部分もございますが、現在、桜が丘において建設が始まった(仮称)3市共同資源物処理施設建設におけるこれまでの市の対応は、残念ながらこの尾崎市政を反映させたものではありません。ただ、話を聞くだけではなく、しっかりと市民の心を理解することが、行政への信頼感が高まる第一歩であると考えます。

さて、尾崎市長は平成30年度予算説明において、昨年、一昨年に引き続き経済状況は回復基調にあるという政府見解を引用されました。恒常的に続く金融緩和や法人税の引き下げは、結局のところ一部大手企業の内部留保をふやし、国内企業の99%以上を占める中小企業及びそこで働く従業員にとっては、経済面で厳しい状況であることは言うまでもありません。好調であるとされている株価に関しても、日銀やGPIFが買い支えている状況で、実態経済の動向とは関係のないマネーゲームを行い、日々、貧富の格差が拡大しているのが現実であります。我々は、地域に直接根差した地方公共団体の議会でありますので、市民の生の声を反映させることができると思います。地域経済の実態を反映していない政府見解などを引用せず、地域の首長みずからの言葉で直接市民に訴えかけてほしいというふうに思います。

さて、平成30年度予算審議においては、先般、行われた予算特別委員会において、個別の質疑をさせていただきましたので、この場では幾つか取り上げさせて述べさせていただきます。

歳入においては、厳しい財政状況において、歳入確保のため市民税の収納率の向上及び滞納額を減少させるため、日々、努力されている市職員の職務遂行に対し評価をさせていただきます。

歳出においては、結婚50周年を祝う慶祝事業、これは祝い状と額装を送るというものですが、金額はわずか

であります。その目的と効果を考えると、市が予算を使って行うべき事業であるとは言いがたいと考えております。一旦行った事業を廃止することは、関係する人たちの顔が浮かび、なかなか決断しにくいこととは思いますが、厳しい財政運営が今後も続くことを考えると、優先度を考慮し判断してほしいと思います。

生活保護事務費、援護事業費については、年々、生活保護受給者がふえております。しかし、それに対応するケースワーカーの人員が増員されておられません。ケースワーカーの業務は激務であり、メンタル的にも非常に厳しい中で日々業務を行っていると推察されます。今後は人員の増員を含め、働きやすい環境整備をお願いしたいと思います。また、平成30年度は資産管理を専門的に扱う事業が予定されております。本当に生活困窮により生活保護を受けざるを得ない方がいる一方で、不適切な受給をしているという情報も耳にするところであります。市民の納税意欲を減退させないためにも、適正な運用を望むものであります。

飼い主のいない猫については、近隣他市などに出向き研究されているとのこと。平成30年度は市内でセミナーを予定されているということで、これまで地域猫の問題を取り上げてきたことを、真摯に行政において反映されたものと評価させていただきます。

小学校校庭芝生化維持管理委託料が463万5,000円、計上されております。これまで東京都からの補助金がありましたが、平成30年度からはこれなくなり、全て市の一般財源からの支出となります。市内小学校のため、この支出を今後続けていくのかどうかを課題として挙げさせていただきました。

以上、予算全般にわたり、個別の指摘を幾つかさせていただきましたが、全体として東大和市の行政の執行のための予算として、適正であると判断をさせていただきました。

国民健康保険会計については、先ほど国民健康保険税条例改正及び国民健康保険税についての陳情についての討論において述べたように、社会保険と比較して国民健康保険の負担が大きく不公平であり、制度自体を根本から見直さなければならぬと考えます。しかし、制度全体に関する決定は東大和市で決められるものではありませんので、今回、法改正により広域化が決まり、東京都の方針のもと、東大和市ではできる限りの予算編成をして判断をいたし、以上、賛成の討論とさせていただきます。

〔21番 床鍋義博君 降壇〕

〔4番 実川圭子君 登壇〕

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。平成30年度一般会計予算及び5特別会計予算に、賛成の立場で討論を行います。

平成30年度一般会計予算編成において、市長はこれまで同様、開かれた市政の実現のため、情報公開と説明責任の徹底を図ると述べられました。情報公開と説明責任に関して、昨年は附属機関等の会議録の公開を進めました。また、今回、予算特別委員会資料、一般会計の主な補助金等の内訳表の書式を改正し、根拠法令等や所管課を明記していただいたことは、税金の使われ方を見える化する上で大いに前進したと評価いたします。今後は補助金等の交付先団体の状況や、予算執行内容をしっかりとチェックできるよう、行政報告書等の充実を望みます。

また、予算特別委員会の参考資料では、積立金の残高状況について、一般会計積立金の状況は掲載されておりますが、特別会計については掲載がありません。予算審議において、今回、介護保険事業特別会計において、基金の取り崩しにより介護保険料値上げ額の抑制など図ったとの説明がありましたが、基金の取り崩しや繰り入れを判断する上でも、現在の基金の状況をしっかりと示す必要があります。前年度決算が確定していない中で公表には御苦労もあるかと思いますが、見込み額としてでも掲載し、できれば五、六年間の経緯を含めて

特別会計の積立金の状況の掲載を進めるよう求めます。

市では、市民参加の行政運営が進むよう、市のさまざまな計画策定に当たり、検討委員会に市民公募委員を募集したり、パブリックコメントを実施して意見を募るなど仕組みを整えてきました。しかし、早い段階からの情報を提供することに関しては、ある程度内容が固まらないと不確実な情報は出せない、ある程度決まった中でお示しし、説明をし、パブリックコメントなどで御意見をいただきたいとの御答弁がありました。効率的に進めるにはよい方法かもしれませんが、一方、例えば特色ある公園づくりや明治150年関連施策のデジタルアーカイブ構築などは、時間がかかっても市民と行政が一緒につくり上げていくという方向も示されました。ぜひ、そういった手法での取り組みをふやしていくことを望みます。ある程度内容が決まってからだと、パブリックコメントで意見を出しても、意見の反映が限定的になってしまいかねません。当市が抱えている3市資源物中間処理施設に向けての現状を見れば、初期段階での合意がないばかりに、市民と行政の双方にとってすっきりとしない状況となっていることなどから学ぶ必要があると考えます。計画の初期段階から、関係機関のみならず市民の方々、特に関連の活動をしている方々や、ボランティア、現場の職員の方、当事者の方々の御意見を聞く懇談の機会を設けることを求めます。ニーズ調査アンケートは、ある程度、効率的で公平な手法ですが、対面で直接話し合えるような機会をふだんから整える必要があります。情報を市民が議論して判断するためにも、しっかりと伝えていくことを求めます。そして、市民からの提案を受け入れる機会をつくり、できない理由を挙げるのではなく、どうしたらできるのかを一緒に考えていただくよう求めます。

個々の事業についてはおおむね賛成しますことから、着実な実行を望みます。人口減少の兆しがうかがえる中、各地域で空き家が目立ちます。平成30年度では、空き家の調査の予定はないとのことですが、多額の経費がかかるので、他の事業と抱き合わせでできないか研究を進めていっていただきたいと思います。また、市が持つ土地や建物を有効利用するために、期限つきでも利用を進めていくことも検討していくよう求めます。

特別会計のうち、特に大きく制度が変わる国民健康保険事業会計については、厚生文教委員会で条例改正や陳情について審議しました。陳情にもあったように、説明不足の解消となる前向きな取り組みを求めます。情報は、ただ発信しただけでは伝わったかどうかわかりません。受け手がしっかりと受け取ったと実感できるような機会を設けることを求めます。

以上、情報公開、説明責任、市民参加の行政運営がより一層進むことを期待し、討論といたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第1号議案 平成30年度東大和市一般会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（押本 修君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第2号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第3号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

第4号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第5号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

○議長（押本 修君） 採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第6号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（押本 修君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第24 委第1号議案 国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書

○議長（押本 修君） 日程第24 委第1号議案 国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書、本案を議題に供します。

本案につきましては、厚生文教委員会において全会一致により提出することと決定されたものであります。よって、提案理由の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

委第1号議案 国民健康保険制度の財政基盤強化を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第25 議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第25 議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） それでは、道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

この条例は、平成23年12月議会で可決された一部改正のうち、別表第2条関係の法第32条第1項第2号に掲げる物件のみを改正前に戻すものです。法第32条第1項第2号に掲げる物件とは、ガス管などの地下埋設管のことです。4区分に分けをされていたものを、従前より単価の低い区分を5区分新設することで、年間2,400万円もの減収となりました。平成23年度に8,100万円だった道路占用料収入は、28年度には5,645万円であり、23年度との比で31%の減少となりました。値下げになった対象は、東京ガス、東京電力、NTTの3社です。29年度予算特別委員会では、29年度予算額に当てはめれば2,547万5,000円の増収となるという答弁がありました。また、道路占用料が改定されれば、これに伴って特定公共物占用料も連動して改正されるということになり、数十万円とごくわずかではありますが、さらなる増収となります。市は平成22年の東京都の改定に準拠した改正をしたと説明しましたが、しかし東京都と全く同じ区分と単価を採用しなくてはならないものでは決してありません。平成26年の4月にも、東京都はさらに単価引き下げの改定を行いました。これに追従したのは少数で、その結果、東京都と同一区分、同一単価となっているのは、現在8市のみであります。東大和市も、東京都に準拠をすれば、さらに991万円の収入減となるとして改定を見合わせています。東京都に準拠した値下げと市は説明されておりますが、準拠する必要はなかったのです。

平成30年2月末現在、地下埋設管の区分ごとの各市の状況は、次のとおりであります。3区分が1市、4区分が2市、5区分が2市、6区分が1市、7区分が6市、9区分が14市となっております。東京都の示す区分よりも区分を少なくしてるのは12市、そして平成26年度改定後の東京都の基準額より高い単価を採用している

市が18市あり、都の基準表どおり徴収するよりも収入をふやしています。

東大和市は、今独自収入の確保に努力をしております。道路占用料は、市の独自財源をふやす上で多くの自治体が重視をして増収を図っている収入源です。市は、区分単価を前回改正前に戻して2,500万円余りの増収を図るにとどまらず、さらに増収を図るための検討を行うべきです。市税で1億円増収となっても、75%以上が基準財政収入額に算入されてしまうため、2,000万円程度の増収効果しか望めないのに対して、道路占用料は基準財政収入額に算入されないため、増収額を100%、財源増となります。まず、減収分を回復し、その後においてさらなる増収を図るべきです。

それでは、お手元にごございます道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案を読み上げて、提案をさせていただきます。

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例。

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和48年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第32条第1項第2号に掲げる物件、外径が0.2メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、180円。  
同じく法第32条第1項第2号に掲げる物件、外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、340円。同じく第32条第1項第2号に掲げる物件、外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、930円。同じく法第32条第1項第2号に掲げる物件、外径が1メートル以上のもの、長さ1メートルにつき1年、1,860円。

附則。

1、この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2、この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、施行日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第1号議案 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

### 日程第26 議第2号議案 シルバーパスをより使いやすくするよう求める意見書

○議長（押本 修君） 日程第26 議第2号議案 シルバーパスをより使いやすくするよう求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔3 番 上林真佐恵君 登壇〕

○3番（上林真佐恵君） 議席番号3番、上林真佐恵です。日本共産党東大和市議団を代表いたしまして、シルバーパスをより使いやすくするよう求める意見書に対する提案理由の説明を行います。

シルバーパスは、70歳以上を対象とし、掲示をすることで乗車ごとに料金を支払うことなく、都営バスや都営地下鉄、都電などの都営交通と都内の民営バスに乗車できるものですが、費用は住民税非課税、または所得125万円以下の方は1,000円、それ以外の方は2万510円となっており、中間の費用設定がありません。そのため、利用者からは高過ぎるとの批判が多くなり、パスの利用率は以前の7割から5割以下にまで低下しています。高齢者の社会参加の促進や健康維持、そして何より交通権を保障するためにも、中間層に向け3,000円など新たな利用料軽減枠を設けることが求められています。

一方、コミュニティバスは、交通不便地域の解消に大きな役割を果たしていますが、現在のシルバーパス条例と同施行規則のもとでは、東大和市のちょこバスにシルバーパスは適用できないと東大和市は答弁しています。東京都の条例と同施行規則の改定により、ちょこバスにシルバーパスが使えるようになれば、高齢者の社会参加、健康維持だけでなく、乗車人数のさらなる増加、東京都からのシルバーパス交付金も見込めることから、以下、意見書を読み上げて提案とします。

シルバーパスをより使いやすくするよう求める意見書。

高齢者の交通権を保障し、社会参加を高める上で、シルバーパスは大きな役割を果たしています。しかし、シルバーパスの発行に必要な費用負担は、住民税非課税または所得が125万円以下の方は1,000円、それ以外の方は2万510円となっており、対象年齢の高齢者に占めるパス利用者の比率は、1999年度の72%から2015年度は46%に低下しています。高齢者の社会参加を促進するためにも、負担を軽減し利用拡大を図ることが求められています。昨年7月に東京都市長会からも、中間所得層に向けた新たな利用料軽減枠を設ける要望が東京都に出されています。

一方、コミュニティバスは、交通不便地域の解消に大きな役割を果たしていますが、残念ながら、現在のシルバーパス条例と同施行規則のもとでは、東大和市のちょこバスにシルバーパスは適用できないと東大和市は



答弁しています。

よって、東大和市議会として、東京都に対し以下のとおり求めます。

- 1、シルバーパスの利用料については、中間所得層に向けた新たな利用料軽減枠を設けること。
- 2、新たに多摩モノレール、コミュニティバスで利用できるようシルバーパス条例と同施行規則を改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上です。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔3 番 上林真佐恵君 降壇〕

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議第2号議案 シルバーパスをより使いやすくするよう求める意見書、本案を原案可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（押本 修君） 起立少数。

よって、本案を否決と決します。

---

## 日程第27 議第3号議案 たばこ対策についての意見書

○議長（押本 修君） 日程第27 議第3号議案 たばこ対策についての意見書、本案を議題に供します。

本案は、全議員が提出者となっておりますので、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決し、直ちに採決いたします。

議第3号議案 たばこ対策についての意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第28 議第4号議案 小平・村山・大和衛生組合へ、引き続きの施設更新等に係る事務手続の  
透明化や積極的かつ正確な情報開示を求める意見書

○議長（押本 修君） 日程第28 議第4号議案 小平・村山・大和衛生組合へ、引き続きの施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的かつ正確な情報開示を求める意見書、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 議第4号議案 小平・村山・大和衛生組合へ、引き続きの施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的かつ正確な情報開示を求める意見書提出について、提出者を代表して提案理由の説明を行います。

以下、お手元に配付されております意見書の朗読をもって、提案理由にかえさせていただきます。

小平・村山・大和衛生組合では、国の環境基本計画に示す「天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した持続可能な循環型社会形成」を目指すため、小平市、武蔵村山市及び東大和市の望ましい循環型社会の形成に向けた3市共同資源化事業への取り組みと、耐用年数が迫っているごみ焼却施設の更新事務を進めている。

ごみ処理は、市民生活上、必要不可欠であり、発生抑制を図った上でも排出される廃棄物は、将来にわたり安定的に処理していくことが求められるもので、必要な処理施設の整備を図ることは、3市地域の持続可能なごみ処理事業へ果たす役割は非常に大きい。

しかし、ごみ処理施設の新設、更新には、多額の費用と時間を要するほか、広く市民の理解と協力が不可欠であること。また、平成29年第4回東大和市議会定例会において、29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情が採択されたことにも鑑み、東大和市においても小平・村山・大和衛生組合へ、施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的な情報の開示等に引き続き努めるよう、申し入れるものである。

以上になります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

議第4号議案 小平・村山・大和衛生組合へ、引き続きの施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的かつ正確な情報開示を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第29 議第5号議案 小平・村山・大和衛生組合の、引き続きの施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的かつ正確な情報開示を求める意見書

○議長（押本 修君） 日程第29 議第5号議案 小平・村山・大和衛生組合の、引き続きの施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的かつ正確な情報開示を求める意見書、本案を議題に供します。  
提案理由の説明を求めます。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 議第5号議案 小平・村山・大和衛生組合の、引き続きの施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的かつ正確な情報開示を求める意見書提出について、提出者を代表して提案理由の説明を行います。

以下、お手元に配付されております意見書の朗読をもって、提案理由にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

小平・村山・大和衛生組合では、国の環境基本計画に示す、天然資源の消費の抑制と環境負荷の低減を目指した持続可能な循環型社会形成を目指すため、小平市、武蔵村山市及び東大和市の望ましい循環型社会の形成に向けた3市共同資源化事業への取り組みと、耐用年数が迫っているごみ焼却施設の更新事務を進めている。

ごみ処理は、市民生活上、必要不可欠であり、発生抑制を図った上でも排出される廃棄物は、将来にわたり安定的に処理していくことが求められるもので、必要な処理施設の整備を図ることは、3市地域の持続可能なごみ処理事業へ果たす役割は非常に大きい。

しかし、ごみ処理施設の新設、更新には、多額の費用と時間を要するほか、広く市民の理解と協力が不可欠であること。また、平成29年第4回東大和市議会定例会において、29第9号陳情 小平・村山・大和衛生組合に対する陳情が採択されたことにも鑑み、小平・村山・大和衛生組合として、小平市、武蔵村山市及び東大和市の3市市民への施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的な情報の開示等に引き続き努めるよう、要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上になります。皆様の御賛同をよろしくお願いたします。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

議第5号議案 小平・村山・大和衛生組合の、引き続きの施設更新等に係る事務手続の透明化や積極的かつ正確な情報開示を求める意見書、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第30 閉会中の特定事件調査について

○議長（押本 修君） 日程第30 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会から、お手元に御配付してあります閉会中の特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

申し出のあった事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

---

### 日程第31 議員派遣について

○議長（押本 修君） 日程第31 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年第1回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午後 2時41分 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 押 本 修

副 議 長 蜂 須 賀 千 雅

署 名 議 員 二 宮 由 子

署 名 議 員 中 間 建 二